



第2次相模原市 市民協働推進基本計画

令和2年度～令和9年度



相模原市



～一人ひとりが地域の課題を自分事として考え、
活動し、協力して取り組むことができる社会へ～



少子高齢化の進行や人口減少、高度情報社会の進展、ライフスタイルの多様化など我々を取り巻く状況は大きく変化してきています。また、地域においては、住民同士のつながりの希薄化や、活動の担い手不足など地域活力の維持・向上に向けた対応が求められるとともに、市民ニーズも多様化・複雑化しております。

こうした中、市民が安全に安心して、本市に住んでいることを誇りに思いながら暮らすことができる持続可能な社会を実現するためには、市民の力を生かした創意と工夫にあふれる取組を積極的に推進し、市民と行政、市民と市民による連携・協働したまちづくりを進めていくことが大切です。

本市では、平成24年3月に制定した「相模原市市民協働推進条例」の目的である皆で担う地域社会の実現に向けて、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次相模原市市民協働推進基本計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、情報発信や協働の担い手づくりを重要課題と捉え、地域活動や市民活動を活性化する施策を推進するとともに、多様な主体との連携・協働による市民主体のまちづくりに取り組んでまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さま、そして多大なご尽力をいただきました相模原市市民協働推進審議会委員の皆さまに心からの感謝を申し上げます。

令和2年3月

相模原市長

本村賢太郎

目次

第1章 計画の目的と取組の基本的な方向

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	持続可能な開発目標（SDGs）と本計画との関係	2
4	計画の期間	3
5	「協働」とは	4
6	協働の基本原則	5
7	協働の取組により期待される主な効果	6
8	協働により効果が期待される事業	7
9	目指す姿	8
10	取組の方向	10

第2章 本市の現状と課題

1	本市を取り巻く社会情勢等	12
2	協働に関する意識調査等	15
3	関係団体等へのヒアリング	28
4	協働啓発シンポジウム「皆で担うさがみはらの未来」	31
5	協働の主体となる団体等の状況	32
6	課題のまとめ	38

第3章 協働を推進するための取組

計画の目標と成果指標	41
基本施策1 協働に関する情報の収集及び発信	44
基本施策2 協働に関する学習機会の提供	46
基本施策3 協働により実施する事業への財政的支援	48
基本施策4 協働を推進する拠点となる場の提供	50
基本施策5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供	52
基本施策6 地域の特色を生かした協働のまちづくり	54

第4章 計画の推進に向けて

1	推進体制	56
2	実効性の確保	56

参考資料

相模原市市民協働推進条例	58
市が多様な主体と協働により取り組んだ事業等	60
協働に関する意識調査等	64
相模原市市民協働推進審議会	66
本市の協働に関する主な取組	69

第1章 計画の目的と取組の基本的な方向

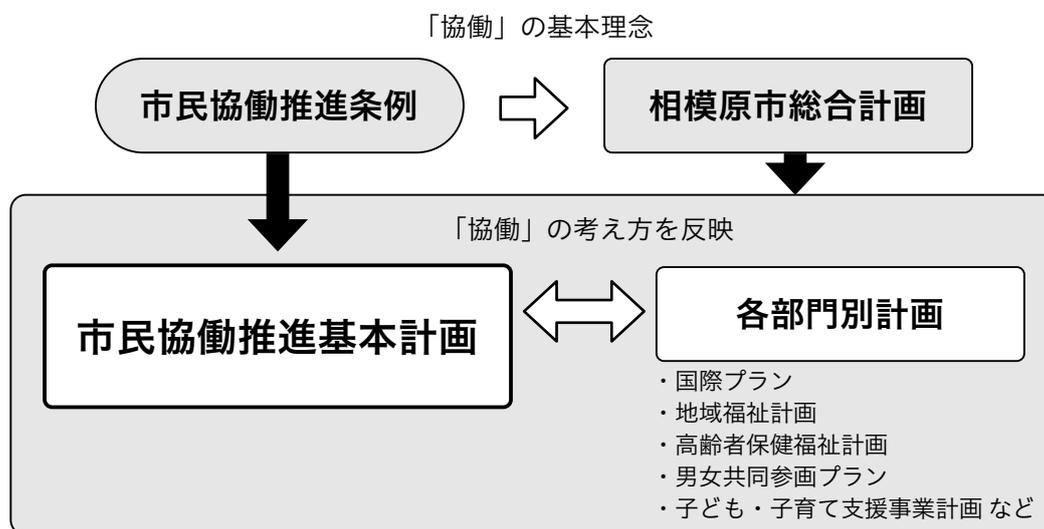
1 計画の目的

本市では、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進し、協働による市民の力を生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、平成24年3月に「相模原市市民協働推進条例」（平成24年相模原市条例第6号。以下「条例」という。）を制定しました。

条例の目的の達成を目指し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年3月に相模原市市民協働推進基本計画を策定し各種施策を推進してきましたが、当該計画の期間の終了に当たり、協働に対する理解や認識の浸透等を更に推進するため、令和2年度を初年度とする「第2次相模原市市民協働推進基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、条例第8条の規定に基づく市民協働推進基本計画です。また、本計画は「相模原市総合計画」の部門別計画に位置付けられており、協働に関する施策を推進するための方向性や取組を明らかにするもので、分野ごとに策定される他の部門別計画とも関連しています。



※ 相模原市総合計画の基本構想の「3 実現に向けた基本姿勢」においては、全ての政策に共通する市の基本的な取組の姿勢として、「協働によるまちづくりの推進」を定めています。

3 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画との関係

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■SDGsの17のゴール

出典：国際連合広報センターWEBサイト

「協働」に関連するゴールは1から17までの全てですが、本計画において特に目指すゴールは、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」となります。

持続可能な社会の実現には、行政のみならず、市民、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等の多様な主体が、それぞれのレベルに応じて課題解決に向けて参画することが重要です。

パートナーシップを活性化し、協働を推進することにより、「1から16までのゴール」を達成することにもつながります。

4 計画の期間

本計画の期間は、相模原市総合計画と合わせ、令和2年度から令和9年度までの8年間とします。

また、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直します。



5 「協働」とは

条例第2条では「協働」を「市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動すること」と定義しています。

この「協働」を、より分かりやすく説明すると次のとおりです。

「協働」の説明

多様な主体が、目的を共有してお互いの役割や責任を理解し、その特性や強みを生かしながら、対等の立場で協力して、地域社会の課題を解決するなど、皆が暮らしやすいまちを実現するために、共に考え、活動すること。

〈定義〉

条例では、以下のとおり用語を定義しています。

1 市民

市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体^{注1}、市民活動団体^{注2}、大学、企業その他の市内で活動をするものをいいます。

2 地域活動

地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。

3 市民活動

市民が、営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除きます。

注1：地域活動団体

例) 自治会、子ども会、老人クラブ、PTA、消防団等

注2：市民活動団体

例) NPO、ボランティア団体等

6 協働の基本原則

条例第4条では、協働を行う上での5つの基本原則を定めています。立場の異なる多様な主体が連携し、共通の目的を実現するためには、それぞれがこの基本原則を十分に理解することが大切です。この基本原則の共通理解を更に促進するため、より分かりやすく説明すると次のとおりです。

また、協働を進めるに当たっては、「協働」それ自体が目的ではなく、目的を達成するための手法の一つであることを、活動する双方において共通認識を持つことが重要です。

(1) 相互理解

立場の異なる組織等間では、価値観や行動原理が異なるため、協働を進める中で、お互いに誤解や不満を生じることも多くなります。相手の立場を十分に尊重し、相手との違いを認め、長所や短所などの特性も含めて、相互に理解し合うことが必要です。

(2) 目的共有

協働には、「地域や社会の課題解決など、皆が暮らしやすいまちを実現する」という全体の目的と、協働の各取組・事業における「課題認識」や「達成すべき個別の目的」があります。まずは、お互いにこうした協働の目的を明確にし、共有することが必要です。

(3) 役割合意と協力

お互いの役割分担や費用分担、責任の所在について、適切な機会を設け相互の合意により決定し、活動の場における対等な協力関係を形成することが必要です。一方が主導し、他方が従属するのではなく、活動の場においては、双方が対等な関係であることをお互いに常に認識して、取組を進めることが重要です。

(4) 自立

地域や社会の課題を解決する協働のパートナーに相応しく、お互いに依存することなく独自の事業が展開できる団体等が数多く育ち、双方が常に自立した存在として取組を進められることが必要です。また、地域等の課題に迅速かつ弾力的に対応するなど、各主体の持つ特性を生かし自主的に行動することが重要です。

(5) 透明性の確保

公共サービスの提供者として、常に相互の関係や協働の内容を外から見えるよう基本的事項を明らかにし、透明性を確保することが必要です。

7 協働の取組により期待される主な効果

多様な主体との協働を推進することで「市民サービスの向上」、「市民主体のまちづくりの推進」、「持続可能な都市経営」につながることを期待されます。

期待される主な効果

(1) 市民サービスの向上

(2) 市民主体のまちづくりの推進

(3) 持続可能な都市経営

(1) 市民サービスの向上

社会や地域の課題が複雑化し、また、市民ニーズが多様化する中、これまでの行政による公平で均一的なサービスの提供では、十分な対応が困難になってきています。

多様な主体が協働することで、それぞれの特性や得意分野を生かしながら、自発的・自主性に基づく活動により相互に補完し合うことにより相乗効果が生まれ、市民ニーズへのきめ細かい迅速な対応につながることを期待されます。

また、単独の取組だけでは気が付かなかった発想や、新たな視点が生まれるなど、質の高いサービスの提供につながることを期待されます。

(2) 市民主体のまちづくりの推進

一緒にまちづくりを担う多様な主体が、より自発的・自主的に地域の課題解決に向けた取組に関わることで、それぞれの視点が具体的にまちづくりに反映されるほか、ともにまちづくりを担う主体間のネットワークが広がることで幅広い事業が展開されるなど、市民主体のまちづくりにつながることが期待されます。

(3) 持続可能な都市経営

多様な主体が公共サービスを提供するため、行政はより市民感覚を意識することになり、コスト面や効率性の観点から改善が期待されます。また、協働に当たり各主体との役割分担を行うため、行政が担うべき公共サービスの範囲が明確になるほか、職員の協働に対する意識や理解が深まるため、行政組織内の連携強化が図られ、限られた人材や財源をより効果的に活用することで持続可能な都市経営につながることを期待されます。

8 協働により効果が期待される事業

協働により効果が期待される事業（協働に適した事業）を整理すると次のとおりです。ただし、これらの事業については、固定的に捉えるものではなく、社会情勢や市民ニーズの変化により協働に適しているか検討する必要があります。

No.	協働により効果が期待される事業(協働に適した事業)
1	多くの市民の参加や協力を求める事業(イベント、講演会、啓発事業等)
2	個々の状況に応じたきめ細かく柔軟な対応が求められる事業 (子育て支援事業、高齢者支援事業、障害者支援事業等)
3	地域の実情を踏まえて実施する事業 (地域防災・防犯事業、環境保全事業、道路や公園等の清掃等)
4	各主体が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業 (景観保全事業、環境保全事業等)
5	特定分野において専門性が求められる事業 (教育・芸術・文化・スポーツ活動、国際交流活動等)

※ 個々の事業が上記分類のどれか一つに当てはまるとは限りません。複数の分類に関係する場合もあります。

9 目指す姿

「皆で担う地域社会」として目指す姿は、次のとおりです。

【皆で担う地域社会のイメージ】

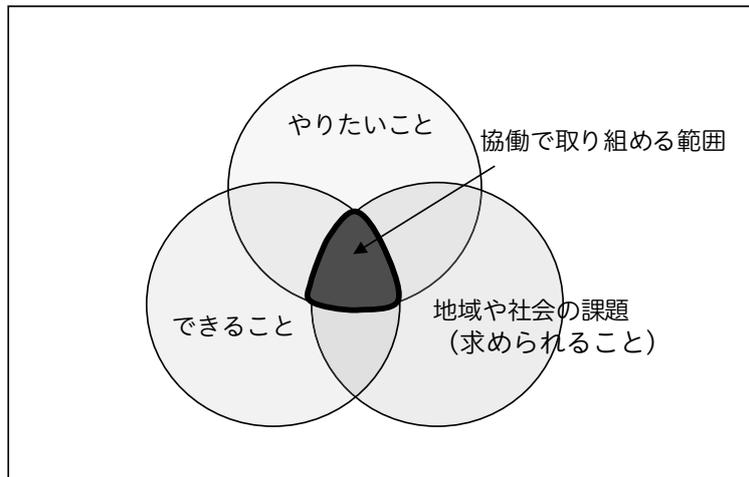
「一人ひとりが地域の課題を自分事として考え、
活動し、協力して取り組むことができる社会」

【具体的な目指す姿】

《こんな「ヒト」が増えているとイイナ》

- ・ 地域や社会における課題や問題に関心を持っている市民
- ・ 地域活動や市民活動に参加する市民
- ・ 参加している活動に周りの人を巻き込める市民
- ・ 地域活動や市民活動を継続している市民

＜市内在住・在勤・在学・在活する人が協働で取り組める範囲＞



※ この3つの重なりが「協働で取り組める範囲」で、この範囲を拡大していくことが大切です。

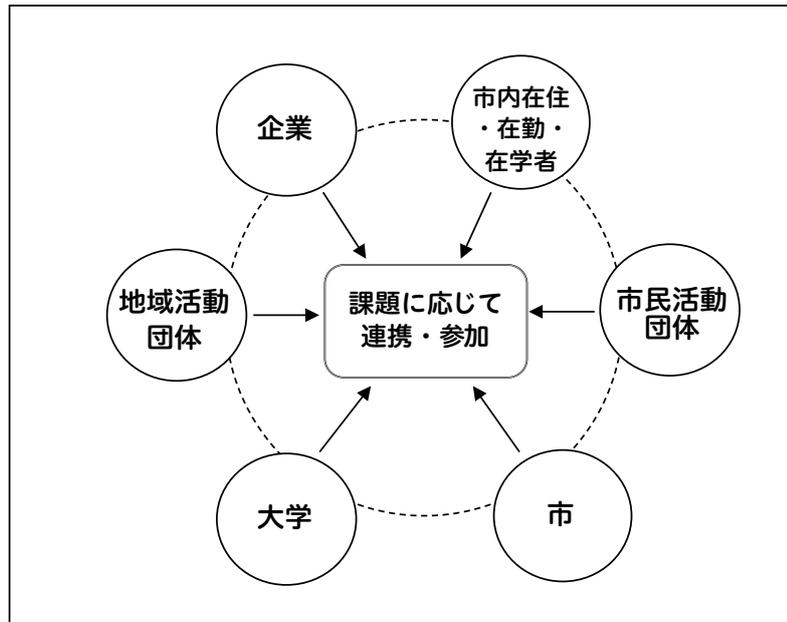
《こんな「コト」「モノ」ができていたらイイナ》

- ・ まちづくりや協働に関する実際の活動などの情報が集まり、多様な媒体で提供され、誰でも知ることができる。
- ・ 多様な主体が定期的に活動できる場所があり、まちづくりや協働に関する情報が活動場所に集まっている。
- ・ 活動を発展させるリーダーやファシリテーターからいつでもアドバイスが受けられる。
- ・ 地域活動や市民活動を始めたり、継続するための担い手づくりや財政的な支援の体制が整っている。

《こんな「つながり」が続いているとイイナ》

- ・多様な主体が積極的に結びつく仕組みがあり、お互いを高め合うことでより良いものを生み出している。
- ・多様な主体が地域の課題を発見・共有し、話し合い、一緒に解決している。

＜多様な主体が連携するイメージ図＞



《こんな「まち」になっているとイイナ》

- ・地域の特色を生かしたまちづくりが進み、地域の魅力が向上している。
- ・地域活動や市民活動を通じて、やりがいを感じ、地域への愛着が増している。

10 取組の方向

目指す姿である「皆で担う地域社会」を実現するため、令和2年度から令和9年度までの8年間において、市民及び市がそれぞれの役割を果たしながら取組を進めていく必要があります。

それぞれの役割を分かりやすく説明すると、市民の役割（期待すること）は「自らがまちづくりの主体であることを認識し、活動すること」、市の役割は「協働を推進するとともに、そのための環境を整備すること」といえます。

取組の方向として、協働による活動の発展事例を段階別（4分類）に整理すると、スタート段階として、「（1）協働の概要を知り、知識等を学び、理解を深める」、その上で、できることから「（2）実際に活動してみる」、さらには「（3）人材が集まったり、資金を自前で調達するなど、活動が自立・継続する」、そして、最終的に「（4）多様な主体同士が連携・協働することで、強みを生かし、活動が活発化する」というイメージです。

（1）から（3）までについては、協働を始めてから活動が軌道に乗るまでの流れですが、（4）については、連携・協働することにより、新たな地域課題に気が付いたり、より良いサービスを提供できたり、情報をみんなで共有することにより一緒に活動するメンバーが増えたりするなど、全ての段階に関連することが想定されます。

【基本的な役割】

《市民の役割（期待すること）》

自らがまちづくりの主体であることを認識し、活動すること。

《市の役割》

協働を推進するとともに、そのための環境を整備すること。

【協働による活動の発展事例】

(1) 協働を知り、学ぶための取組

(期待すること) 市民の役割	自らがまちづくりの担い手であることを理解(自覚)し、地域のことを学び、支え合う意識を持つ。
市の役割	協働に関する情報の収集・発信を行い、学べる体制を整える。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な団体等のまちづくりに関する情報の収集・蓄積 ・ 定期的な情報提供と効果的な情報提供体制の確立 ・ 地域活動や市民活動の体験など市職員研修の充実

(2) 実際に活動するための取組

(期待すること) 市民の役割	負担なく、できることから活動を始めていく。
市の役割	地域活動や市民活動が活発に行われる環境をつくる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動を始めるための講座の開催 ・ 多様な主体の参加促進及び参加・活動しやすい制度の構築 ・ 企業や大学等の地域活動・市民活動の促進

(3) 自立して継続的に活動するための取組

(期待すること) 市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の積極的なスキルアップと団体等の財源確保を図る。 ・ 仲間を巻き込み、活動規模を拡大する。
市の役割	自立して継続的に活動できる環境や仕組みをつくる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政的な支援及び活動拠点の整備・機能強化 ・ 専門的な知識を学び、生かせる環境の整備 ・ モチベーション向上に資する仕組みの検討

(4) 多様な主体同士が連携・協働し、強みを生かすための取組

(期待すること) 市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な主体が集まるイベント、報告会等の交流の場に参加する。 ・ 連携・協働する環境(制度・場)を最大限に活用する。
市の役割	多様な主体が連携・協働する環境を整える。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な主体が交流する機会の提供 ・ 各課や機関又は拠点間における定期的な情報交換及び情報共有体制の確立 ・ 既存制度の活用促進及び効果的な制度設計への見直し・検証

※ 協働の種類は多様であるため、段階別に分類できない場合があります。

第2章 本市の現状と課題

1 本市を取り巻く社会情勢等

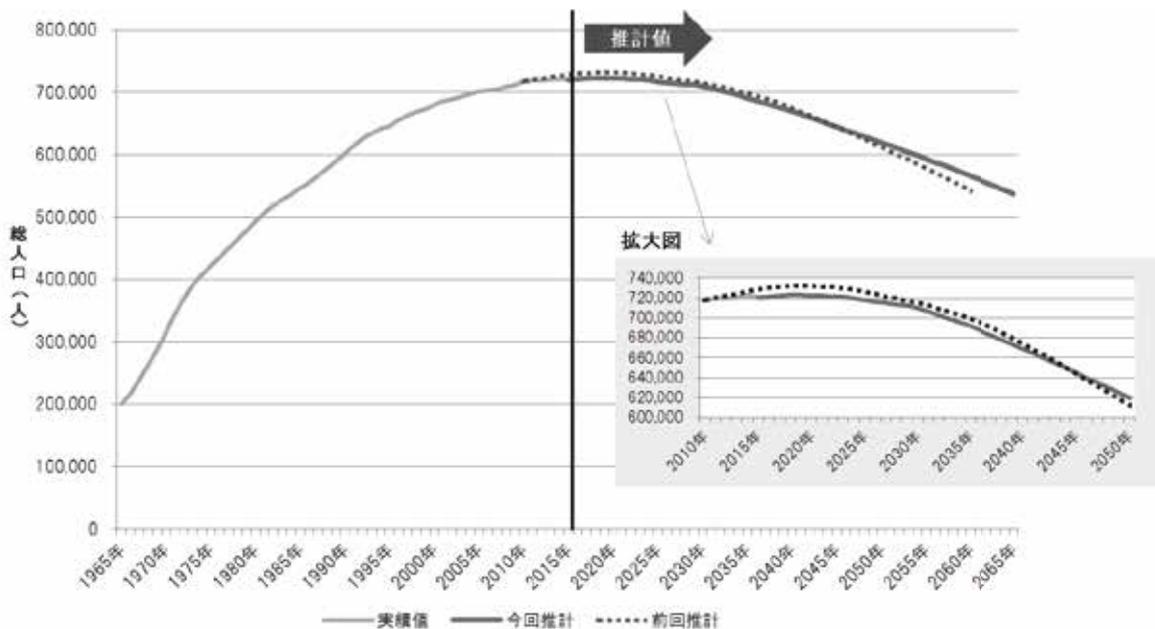
(1) 人口

2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計（平成30年2月）においては、2019年の723,056人をピークに減少に転じ、50年後である2065年には2015年の3/4となる536,958人まで減少すると推計しています。人口減少が進行する中では、より一層、地域の担い手の育成・確保に努める必要があります。

相模原市の将来人口の推移

2015年	2019年	2060年	2065年
720,780人 国勢調査確報値	723,056人 人口ピーク	566,191人	536,958人

総人口の推移と推計値（1965年～2065年）

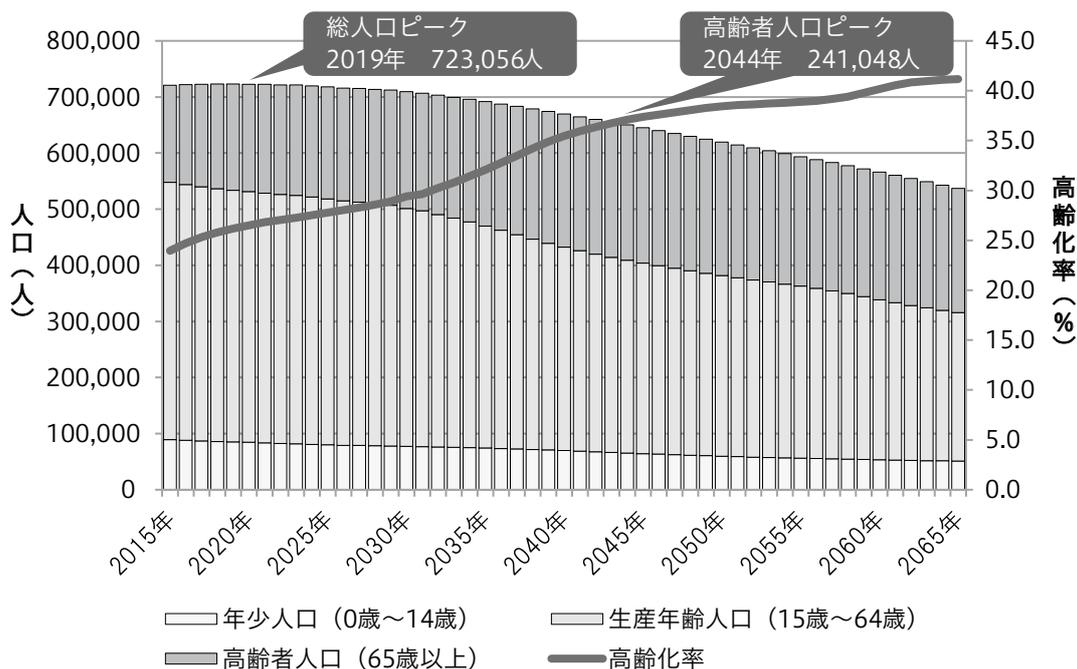


年齢3区分（年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、高齢者人口（65歳以上））別では、年少人口及び生産年齢人口は、今後一貫して減少しますが、高齢者人口は2044年まで増加を続け、241,048人をピークに減少に転じる見込みとなっています。

高齢者人口比率は、2015年の数字では24.0%となっていますが、高齢者人口のピークの2044年には37.1%に達し、以後一貫して上昇傾向であり、2065年には41.2%まで増加する見込みとなっています。

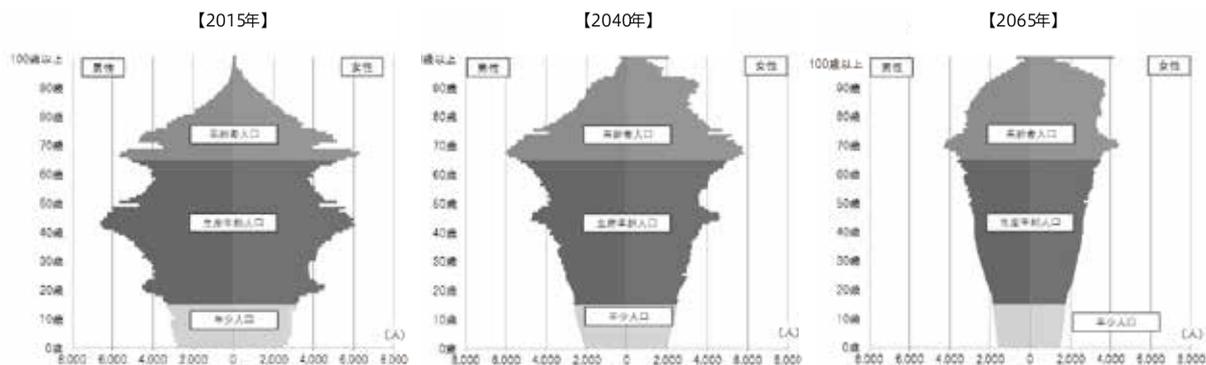
限られた人材を有効に活用するためには、若い世代の参加を促す環境及び高齢者の力を生かせる環境を作っていくことが必要です。

年齢3区分別人口及び高齢化率の推移（2015年～2065年）



	実数（人）				比率（%）		
	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
2015年	720,780	89,020	459,097	172,663	12.4	63.7	24.0
2020年	722,774	84,548	446,653	191,573	11.7	61.8	26.5
2025年	717,831	80,090	438,366	199,375	11.2	61.1	27.8
2030年	709,632	77,530	423,502	208,600	10.9	59.7	29.4
2035年	691,653	74,195	395,754	221,704	10.7	57.2	32.1
2040年	669,523	69,852	362,337	237,334	10.4	54.1	35.4
2045年	645,067	64,443	339,579	241,045	10.0	52.6	37.4
2050年	619,842	59,692	321,915	238,235	9.6	51.9	38.4
2055年	593,662	56,147	306,636	230,879	9.5	51.7	38.9
2060年	566,191	53,435	285,287	227,469	9.4	50.4	40.2
2065年	536,958	50,960	264,950	221,048	9.5	49.3	41.2

人口ピラミッド



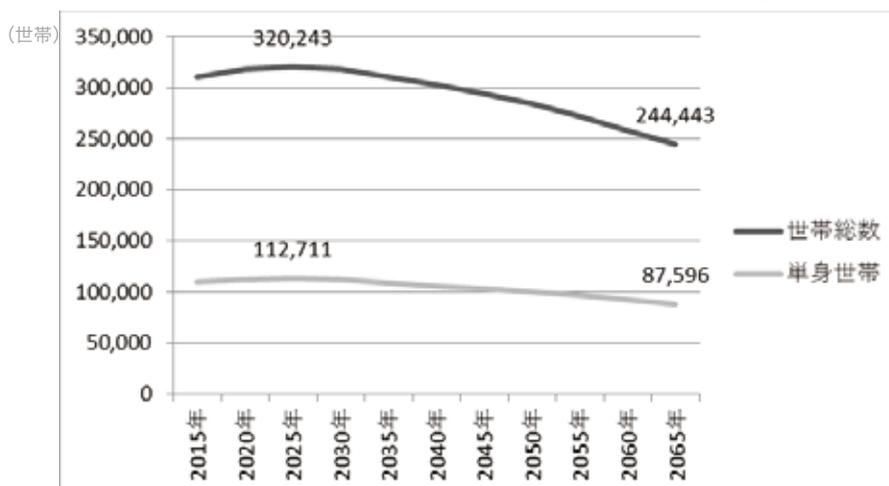
(2) 世帯

相模原市総合計画基礎フレーム報告書（平成30年3月）によると本市の総世帯数は、2025年に320,243世帯でピークを迎え、以降は減少し2065年には244,443世帯となり、単身世帯数もおおむね同様の傾向で推移し、2065年には87,596世帯となる見込みとなっています。

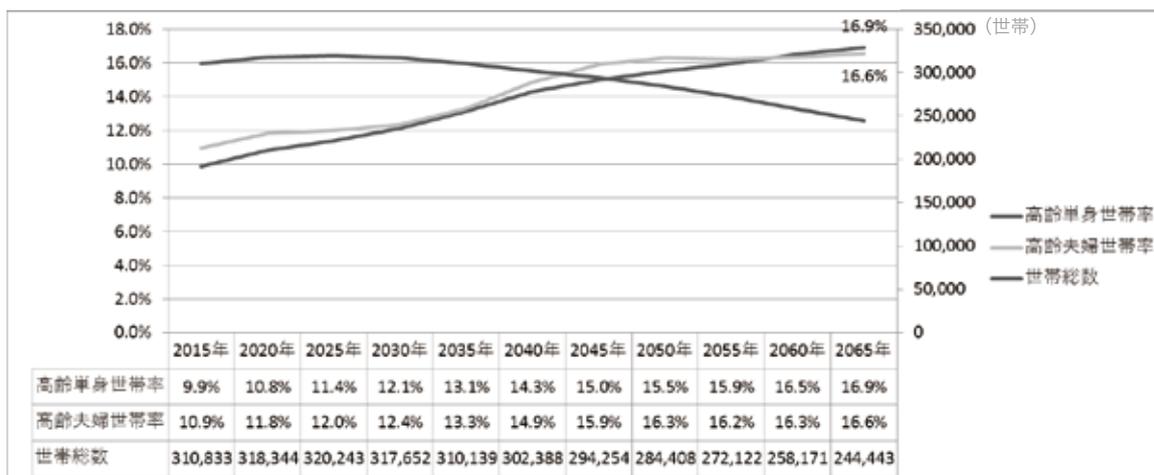
また、高齢者のみ世帯については、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が総世帯数に占める比率はともに一貫して増加し、2065年にはそれぞれ16.9%、16.6%となる見込みとなっています。

高齢者のみの世帯の比率が増加する中では、地域住民同士の関係が固定化・希薄化し、地域力の低下が懸念されるため、高齢者のみならず若い世代の自治会への加入促進をはじめ、地域活動への参加を促す取組が必要です。

総世帯数及び単身世帯数の将来推計値（全市）



高齢単身世帯率、高齢夫婦世帯率及び総世帯数の将来推計値（全市）



注) 高齢単身世帯率（高齢単身世帯数／総世帯数）、高齢夫婦世帯率（高齢夫婦世帯数／総世帯数）

2 協働に関する意識調査等

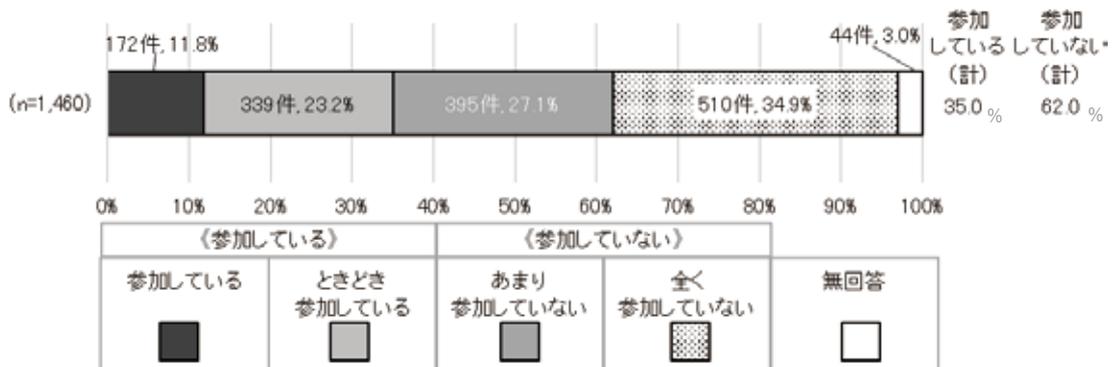
(1) 市政に関する世論調査

ア 地域活動への参加状況

地域活動への参加状況では、「全く参加していない」(約35%)が最も高く、次いで高かった「あまり参加していない」(約27%)を合わせた『参加していない』という回答は、6割を超えています。

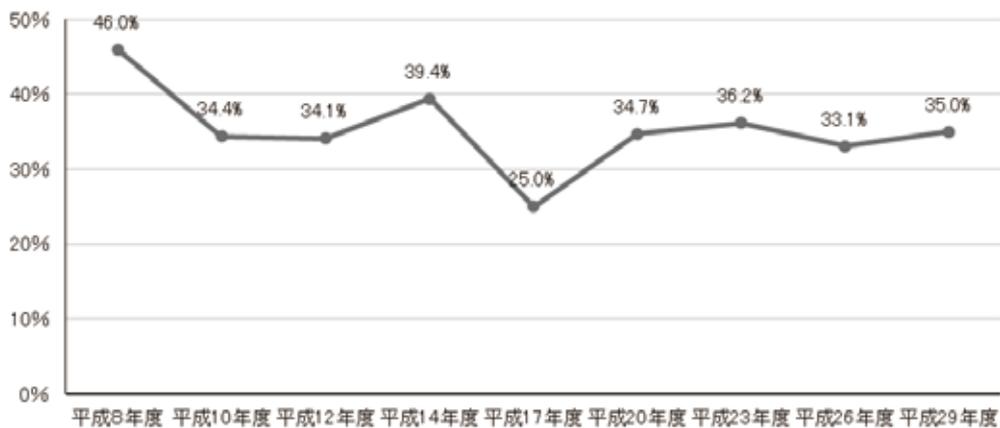
一方で、「参加している」(約12%)と「ときどき参加している」(約23%)を合わせた『参加している』という回答は、3割台半ばとなっています。

過去の調査との比較でも、平成20年度以降は『参加している』という回答が3割台半ばで推移し、大きな変化はみられず、依然として参加していない割合が6割を超えているため、地域活動への参加を促す取組が必要になります。



※ グラフ中のnは、回答者数を表します。

<経年比較> «参加している» (「参加している」+「ときどき参加している」)



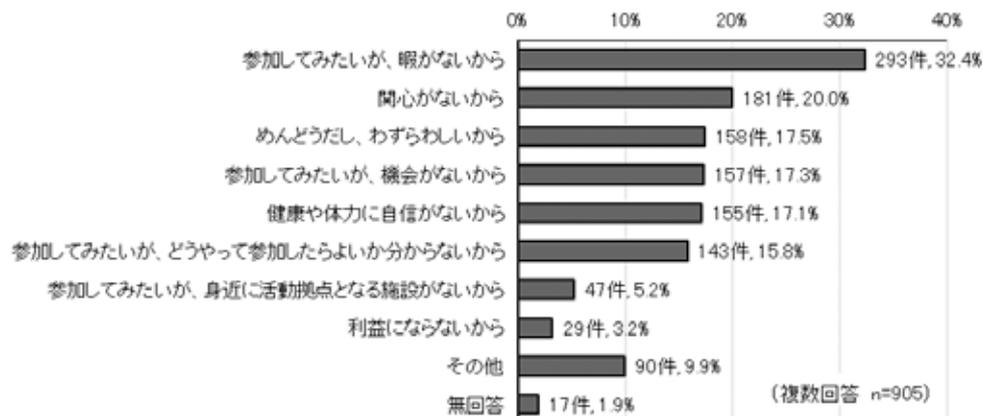
イ 地域活動に参加して感じたこと

地域活動に「参加している」又は「ときどき参加している」と回答した人に参加した感想について尋ねたところ、「地域の人々と交流し、顔が見える関係が作れた」（約66%）が最も高く、次いで「楽しく充実した時間を過ごせた」（約34%）、「地域への愛着や親しみが増した」（約34%）、「自分自身の知識が広がった」（約33%）が続いています。地域活動への参加が有意義であったと感じている人も多く、地域活動への参加を促すには、参加によって得られた有意義な経験等についても周知に努める必要があります。



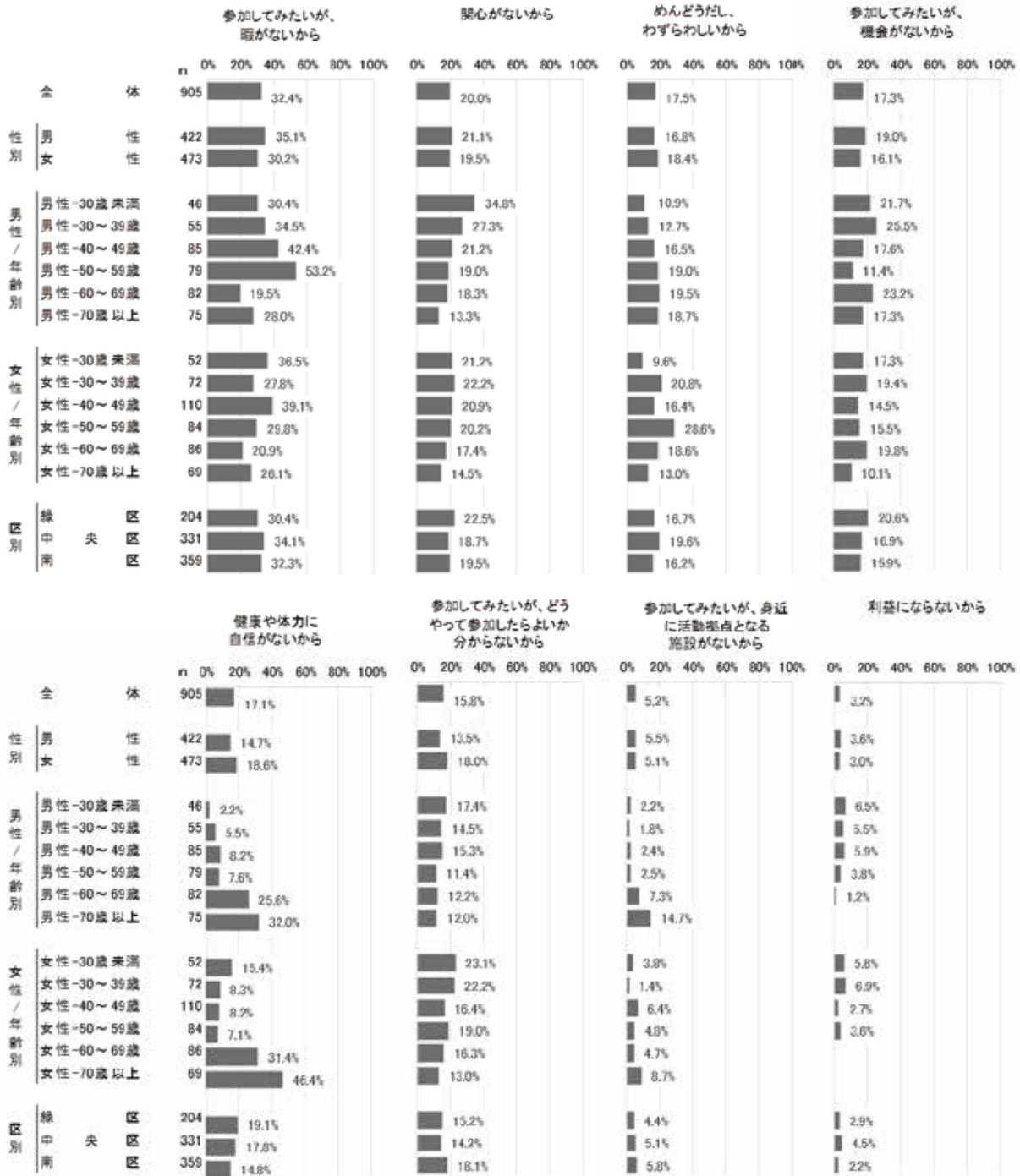
ウ 地域活動に参加していない理由

地域活動に「あまり参加していない」又は「全く参加していない」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「参加してみたいが、暇がないから」（約32%）が最も高く、次いで「関心がないから」（約20%）、「めんどろだし、わずらわしいから」（約18%）、「参加してみたいが、機会がないから」（約17%）が続いています。地域活動に関心がない人や、機会がないから参加していない人を活動に巻き込むためには、興味を喚起する情報発信に努める必要があります。



性別では、「参加してみたいが、暇がないから」は、男性が女性より約5ポイント高く、「参加してみたいが、どうやって参加したらよいか分からないから」は、女性が男性より約5ポイント高くなっています。

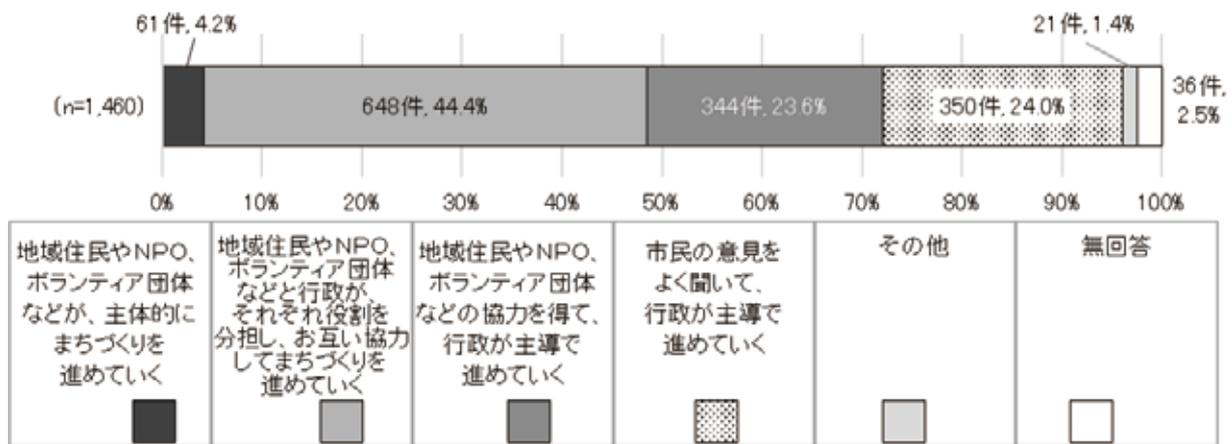
性別・年齢別にみると、「参加してみたいが、暇がないから」が、男性50歳～59歳で約53%と高く、「健康や体力に自信がないから」は、女性70歳以上で約46%、「関心がないから」は、男性30歳未満で約35%と高く、参加していない理由が異なっている様子が伺えます。



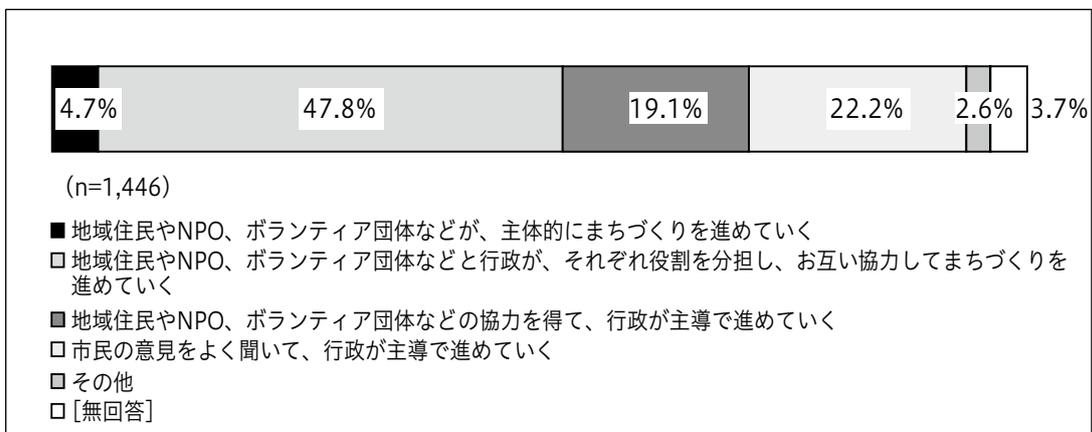
エ 市民協働のまちづくりの進め方

地域の特色を生かしたまちづくりを進めるために、市民や行政がどのように取り組むことが重要と考えるかについて尋ねたところ、「地域住民やNPO、ボランティア団体などと行政が、それぞれ役割を分担し、お互い協力してまちづくりを進めていく」（約44%）が最も高く、次いで「市民の意見をよく聞いて、行政が主導で進めていく」（約24%）、「地域住民やNPO、ボランティア団体などの協力を得て、行政が主導で進めていく」（約24%）が続いています。

「地域住民やNPO、ボランティア団体などの協力を得て、行政が主導で進めていく」と「市民の意見をよく聞いて、行政が主導で進めていく」を合わせた『行政が主導で進めていく』は、平成25年度の調査結果と比較すると約6ポイント増加し、協働の理解が浸透していないことから、協働の必要性や効果などの普及啓発に努める必要があります。

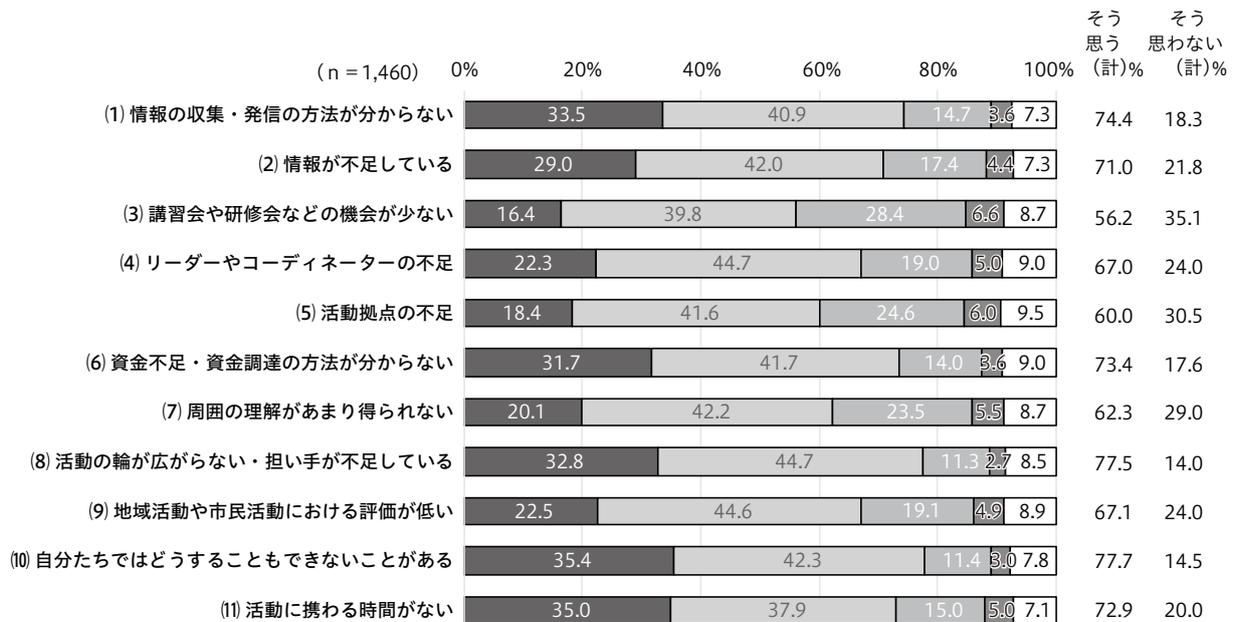


◀ 前計画策定時（平成25年度） ▶



オ 地域活動や市民活動を進める上での課題

地域活動や市民活動を進める上での課題について尋ねたところ、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた『そう思う』が「(8) 活動の輪が広がらない・担い手が不足している」(約78%)、「(6) 資金不足・資金調達の方法が分からない」(約73%)、「(2) 情報が不足している」(約71%)とそれぞれ7割を超え、これらの対策が必要です。



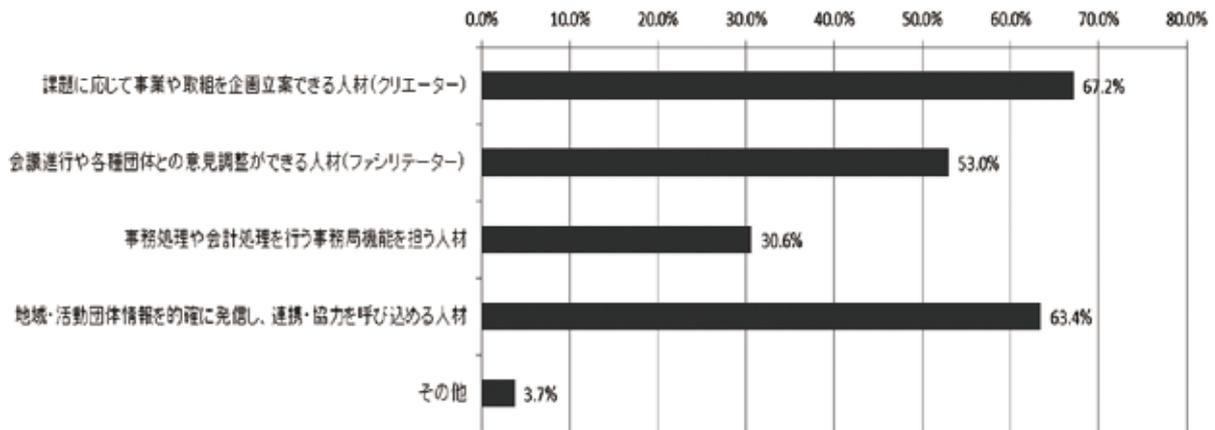
《そう思う》		《そう思わない》		無回答
そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わない	
<input type="checkbox"/>				

(2) 市政モニターアンケート

ア 地域活動団体や市民活動団体のリーダー等に必要な能力

地域活動団体や市民活動団体のリーダー等に必要な能力について尋ねたところ、「課題に応じて事業や取組を企画立案できる」(約67%)が最も高く、「地域・活動団体情報を的確に発信し、連携・協力を呼び込める」(約63%)、「会議進行や各種団体との意見調整ができる」(約53%)が続いています。

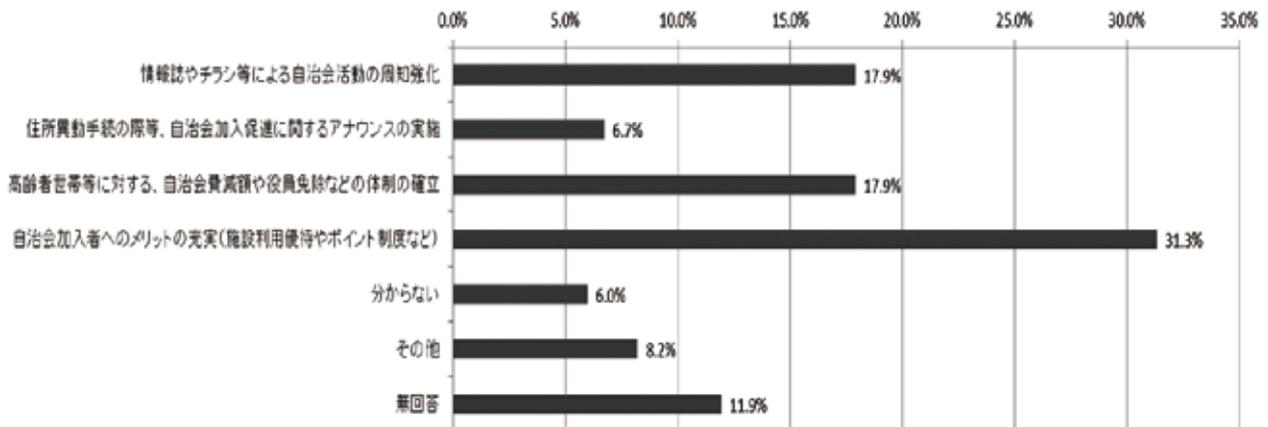
地域活動や市民活動が活性化するためには、こうした能力・専門知識を身に付けることができる環境や人材支援体制の構築などが必要です。



イ 自治会に加入する世帯を増やす対策

自治会に加入する世帯数を増やしていくために必要なことについて尋ねたところ、「自治会加入者へのメリットの充実(施設利用優待やポイント制度など)」(約31%)が最も高く、「情報誌やチラシ等による自治会活動の周知強化」(約18%)と「高齢者世帯等に対する自治会費減額や役員免除などの体制の確立」(約18%)が続いています。

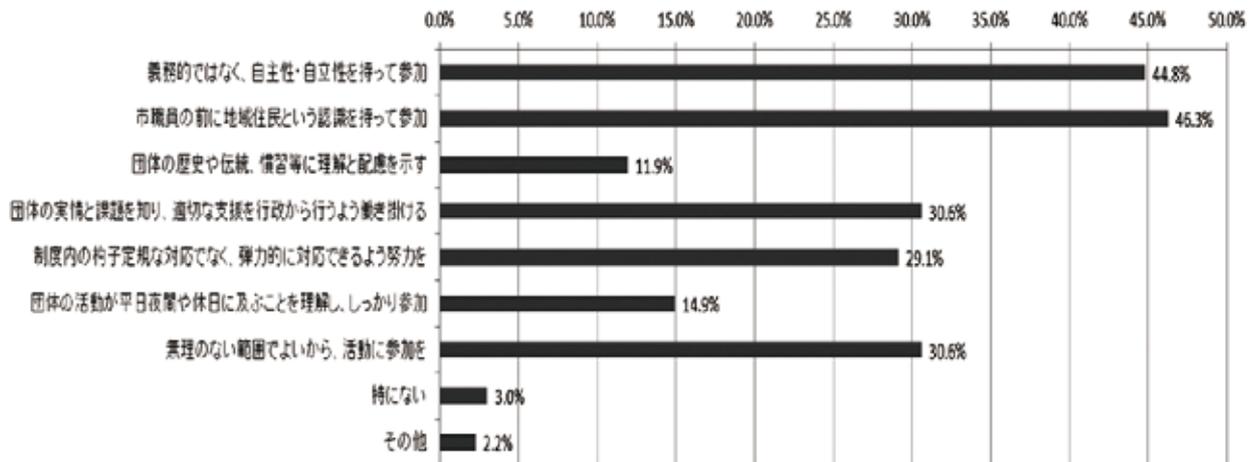
自治会への加入促進に当たっては、加入することのメリットや負担軽減を検討するとともに、自治会活動の周知に努める必要があります。



ウ 市職員が地域活動や市民活動に参加する際に望むこと

市職員が地域活動や市民活動に参加する際に望むことについて尋ねたところ、「市職員の前に地域住民という認識を持って参加」（約46%）と「義務的ではなく、自主性・自立性を持って参加」（約45%）が高くなっています。

市職員においても、地域活動や市民活動を理解し、積極的に参加することが必要です。



エ 市民協働のまちづくりについての意見や要望（自由回答抜粋）

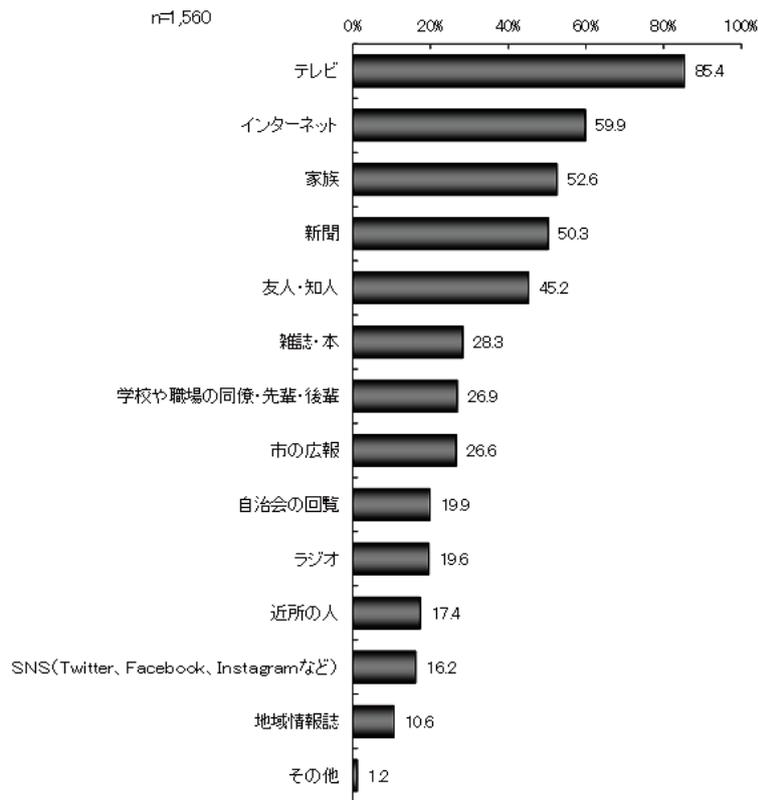
- ・自治会・子ども会など、面倒で加入しない人が多い。災害時は地域での助け合いが必要なので、より多くの人に必要性をアピールした方が良い。
- ・活動の担い手になりたい人は、私も含め多い気がする。その思いを形にできる場所（研修やコミュニティ）をつくって欲しい。
- ・子どもが在学中は地域活動に参加しやすいが、卒業するとなかなか参加できない。まちづくりにボランティアポイント制度をつくったらどうか。
- ・新しい人にも自治会等に参加してもらい、ワンパターンにならないようにして欲しい。自治会加入者の特典を増やし、加入を促進した方が良い。

(3) 相模原市地域福祉計画の策定にかかるアンケート調査

ア 生活上の情報源

生活する上で必要となる情報をどこから集めているかについて尋ねたところ、「テレビ」(約85%)が最も高く、「インターネット」(約60%)、「家族」(約53%)、「新聞」(約50%)が続いています。

また、「市の広報」(約27%)や「自治会の回覧」(約20%)、「近所の人」(約17%)から情報を集めている人も一定程度で確認できます。



イ 生活上の情報源（性別・年齢別）

生活する上で必要となる情報をどこから集めているかについて性別・年齢別にみると、男女ともに40歳台までは「インターネット」が8割を超え、「市の広報」は3割以下となっています。また、女性においては、「家族」と「友人・知人」が5割～6割と高く、男女ともに18歳～29歳までは「SNS」が約5割～7割となっています。

性別・年齢別に情報収集の手段が異なるため、情報の受け手となる世代の特性を踏まえた情報発信に努める必要があります。

(%)

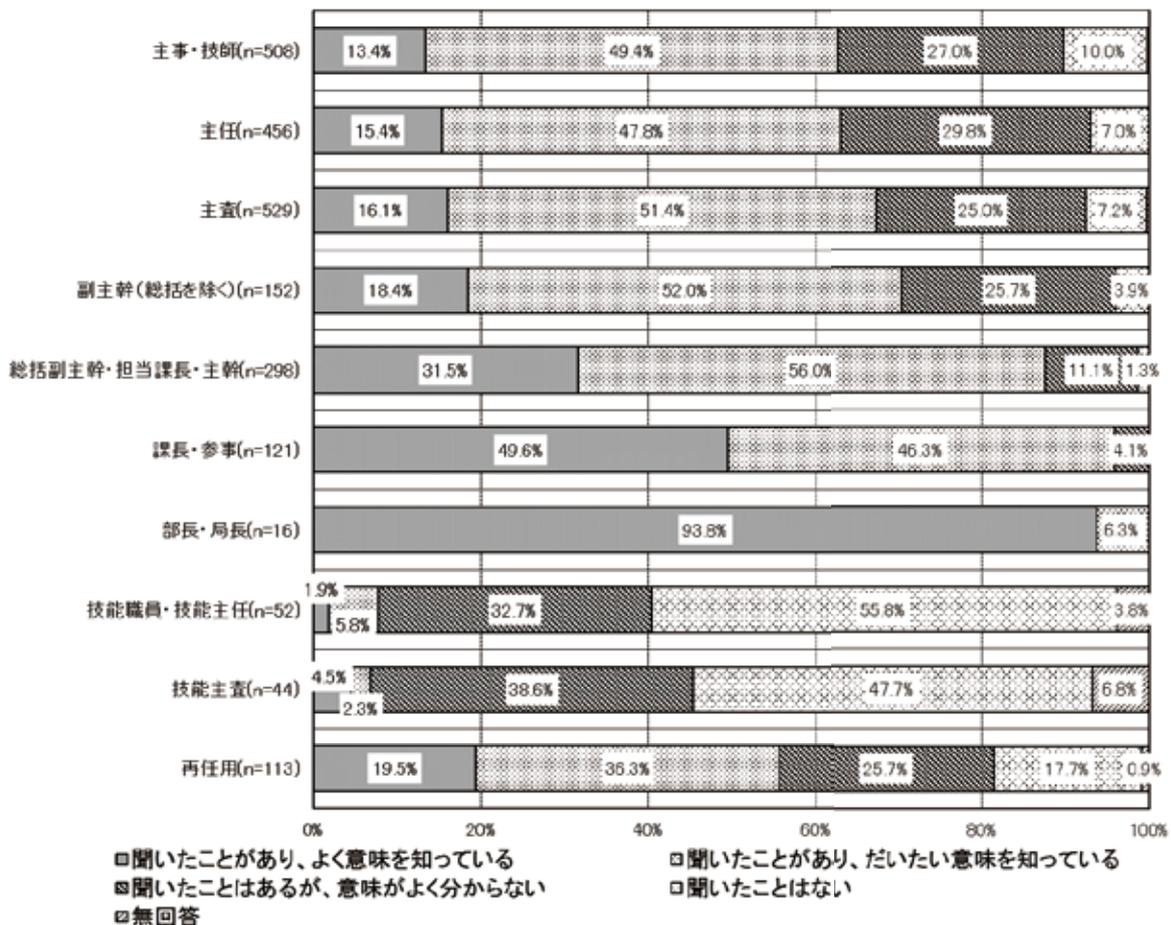
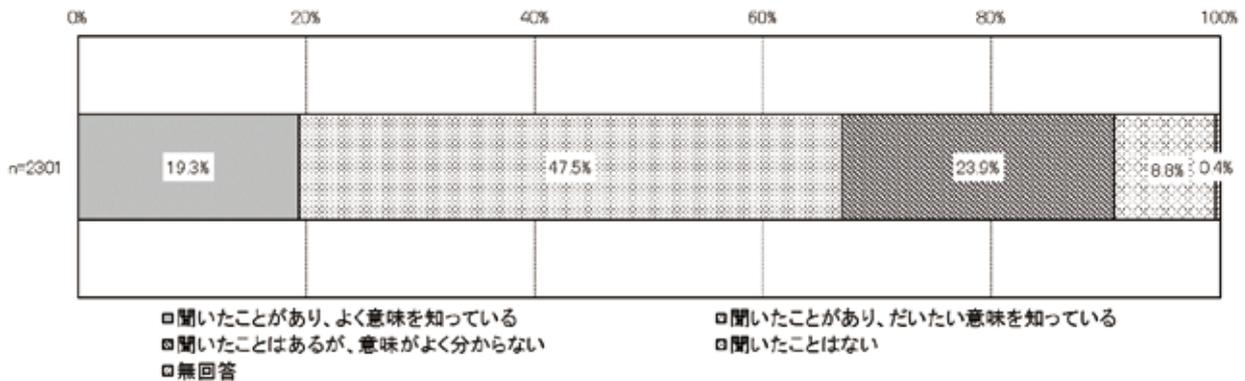
		n	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌・本	家族	近所の人	友人・知人	後輩・学校や職場の同僚・先輩	インターネット	SNS（Facebook、Instagramなど）	市の広報	自治会の回覧	地域情報誌	その他
性別	男性	690	52.5	82.8	23.9	26.4	44.1	13.2	33.8	28.4	65.8	14.2	21.6	19.0	8.3	0.9
	女性	839	48.0	87.8	16.0	29.8	59.7	20.9	54.5	26.1	56.6	18.1	30.6	20.5	12.6	1.3
男性・年齢別	18～29歳	67	22.4	71.6	17.9	23.9	40.3	6.0	38.8	49.3	86.6	52.2	4.5	3.0	1.5	-
	30歳台	65	13.8	60.0	15.4	18.5	52.3	7.7	26.2	41.5	84.6	36.9	4.6	4.6	4.6	1.5
	40歳台	101	27.7	80.2	17.8	24.8	42.6	6.9	30.7	44.6	88.1	18.8	12.9	9.9	4.0	-
	50歳台	112	48.2	83.9	25.0	22.3	34.8	8.0	34.8	42.0	80.4	10.7	13.4	11.6	6.3	1.8
	60歳台	150	70.0	90.7	29.3	34.0	44.7	14.0	37.3	25.3	65.3	4.0	30.7	22.0	11.3	0.7
	70歳以上	194	77.8	89.2	27.3	27.3	48.5	23.2	33.0	2.6	32.5	1.0	35.6	36.1	12.9	1.0
女性・年齢別	18～29歳	64	1.6	81.3	4.7	29.7	68.8	4.7	59.4	31.3	90.6	71.9	6.3	3.1	3.1	-
	30歳台	100	15.0	82.0	10.0	33.0	60.0	22.0	59.0	49.0	89.0	45.0	23.0	14.0	11.0	-
	40歳台	155	29.7	85.2	12.3	27.1	54.2	15.5	58.1	41.9	84.5	20.0	27.7	12.3	12.3	1.3
	50歳台	143	53.8	88.8	15.4	37.1	61.5	17.5	58.7	36.4	72.0	15.4	24.5	16.1	13.3	0.7
	60歳台	139	65.5	95.0	23.0	35.3	65.5	30.2	56.1	20.1	48.9	2.2	40.3	29.5	18.0	2.2
	70歳以上	235	72.8	89.4	20.4	23.0	56.2	24.7	45.5	2.1	10.6	2.1	40.9	31.1	12.8	2.1

(4) 市民協働に関する職員アンケート

ア 「協働」に関する知識

市の職員に「協働」に関する知識について尋ねたところ、「聞いたことがあり、だいたい意味を知っている」(約48%)が最も高く、「聞いたことがあり、よく意味を知っている」(約19%)を合わせた『知っている』は約7割となっています。また、職位が上がるにつれて、知識レベルが高くなっています。

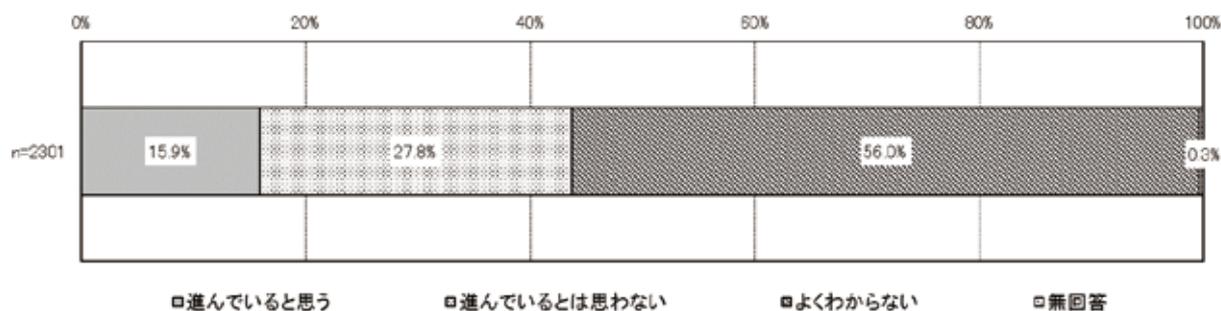
協働の取組を推進していくためには、市職員の協働に対する知識の向上に努める必要があります。



イ 個人、地域活動団体及び市民活動団体と市との協働の推進状況の評価

個人、地域活動団体及び市民活動団体と市との協働の推進状況について尋ねたところ、「よくわからない」（約56%）が最も高く、「進んでいると思わない」（約28%）を合わせると、8割を超えています。

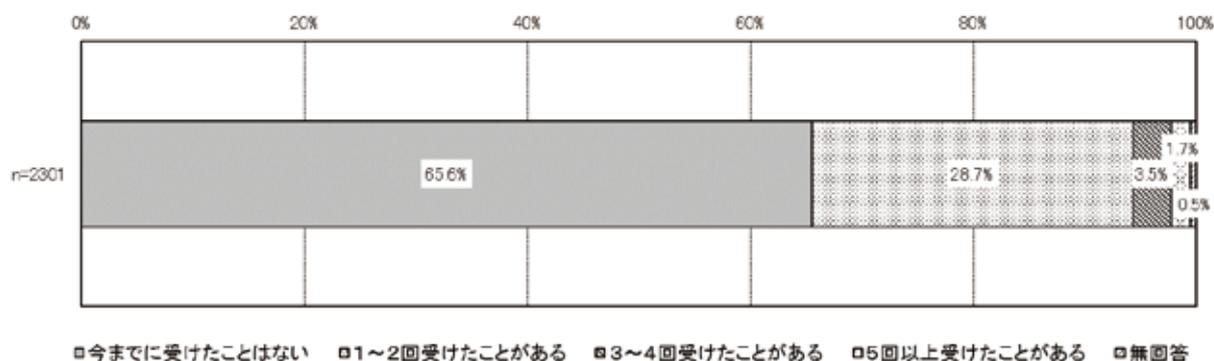
協働に関する理解度が低い職員が少なからずいることや、既存の取組が協働であることに気が付いていない場合もあるため、市職員に対しても、協働の基礎知識や既存の協働の取組を広く周知する必要があります。



ウ 協働や地域活動・市民活動に関する研修等の受講実績

協働や地域活動・市民活動に関する研修等の受講実績について尋ねたところ、「今まで受けたことはない」（約66%）が最も高く、「1～2回受けたことがある」（約29%）が続いています。

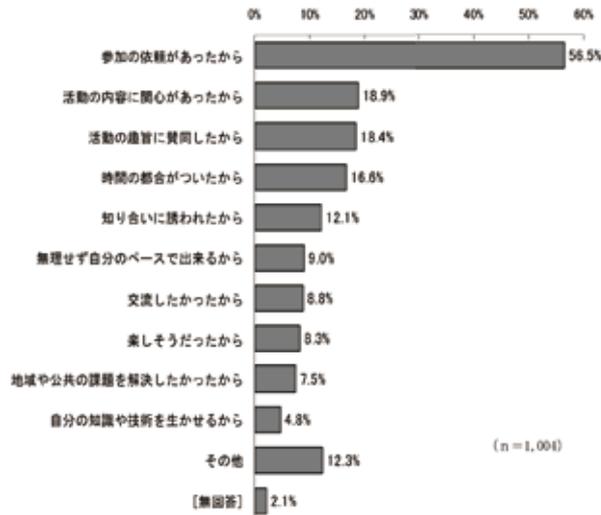
研修を受けたことがない職員が6割を超えているため、受講していない職員に対する研修が必要です。



(5) 市民協働のまちづくりに関する意識調査

ア 地域活動に参加した理由

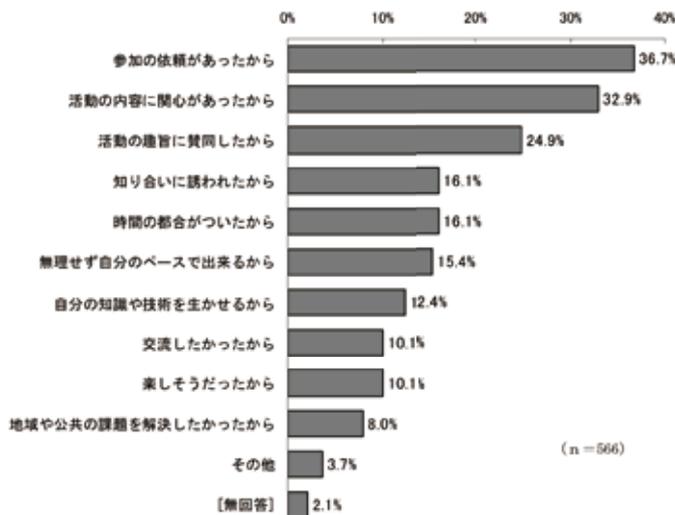
地域活動に参加した理由について尋ねたところ、「参加の依頼があったから」（約57%）が最も高く、「活動の内容に関心があったから」（約19%）と「活動の趣旨に賛同したから」（約18%）、「時間の都合が合ったから」（約17%）、「知り合いに誘われたから」（約12%）が続いており、直接依頼することが参加のきっかけとなることが伺えます。



イ 市民活動に参加した理由

市民活動に参加した理由について尋ねたところ、「参加の依頼があったから」（約37%）が最も高く、「活動の内容に関心があったから」（約33%）が続き、以下「活動の趣旨に賛同したから」（約25%）、「知り合いに誘われたから」（約16%）、「時間の都合が合ったから」（約16%）となっています。

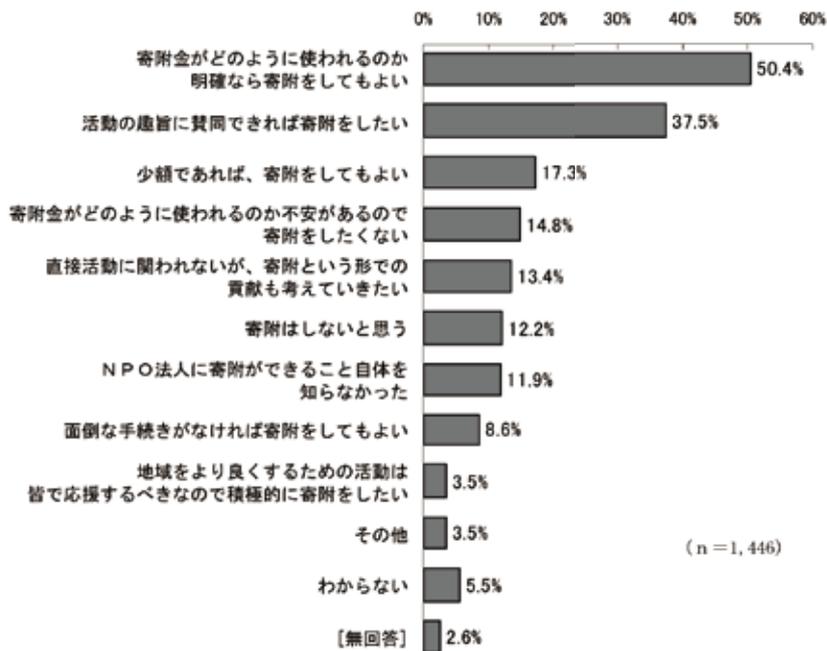
地域活動と同様に、直接依頼することが参加のきっかけとなっているほか、個人の活動への興味が参加の理由となっていることも伺えます。



ウ NPO 法人への寄附について

NPO 法人への寄附について尋ねたところ、「寄附金がどのように使われているのか明確なら寄附をしてもよい」（約50%）が最も高く、続いては、「活動の趣旨に賛同できれば寄附をしたい」（約38%）となる一方で、「寄附はしないと思う」（約12%）が約1割となっています。

実際の寄附につながるよう NPO 法人の活動等に関する情報を周知する必要があります。



3 関係団体等へのヒアリング

本計画を検討するに当たり、団体等の活動における課題等を把握するため、中間支援組織^{注3}、若者活動団体、NPO 法人及び企業へのヒアリングを実施しました。

団体等のそれぞれの活動を進める上での課題等としては、継続的な発展のための自己資金の増加や、団体運営等への若い世代の参画、事業化に向けたアドバイスやファシリテーション能力を有する人材の確保などが挙げられ、専門知識を学べる環境の整備をはじめ、活動の担い手の確保や育成などの人材支援体制の構築が必要です。

協働を進める上での課題等としては、既存の協働に関する取組の周知や、団体間の顔が見える関係の構築などが挙げられ、協働に関する活動事例等の情報提供や、異なる団体等が交流できる機会の創出が必要です。

学生を中心とした若い世代においては、市ホームページや広報紙ではなく、大学の授業やポスター、友人から情報を得ていることが多く、また、地域活動の内容が分かりにくいといった声もあるため、情報発信においては、様々な媒体を活用し、情報の受け手の興味を喚起する工夫が必要です。

また、地域の活性化と企業の成長が密接に関連すると認識している企業もあり、CSR^{注4}活動に積極的に取り組んでいる様子も伺え、それらの活動を広く周知することで、さらなる活動の発展も期待できます。

注3：中間支援組織

多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報等の資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織(平成14年 内閣府「中間支援組織の現状と課題に関する調査報告」より)。なお、英国等では、住民と行政の中間的な組織というよりは、活動の基盤を構築するという意味で「インフラストラクチャー」組織と称する場合もある。

注4：CSR (Corporate Social Responsibility)：「企業の社会的責任」

企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業の在り方をいう。

【ヒアリングにおける主な意見等】

中間支援組織

【活動を進める上での課題等】

- ・活動を継続して発展させるためには、自己資金を増やす必要がある。
- ・労務面などの事務局体制を若い世代に担ってもらいたい。
- ・中間支援組織の活動が理解されにくい。
- ・異なる組織同士が交流できる機会があるとよい。
- ・事業化に向けたアドバイス、ファシリテーションができる人材が必要
- ・NPOの申請事務、定款作成等事務的なことができる人材が必要

【協働を進める上での課題等】

- ・考え方が皆違うので大変だった。
- ・ルール等があり、活動の範囲が狭められていると感じることもある。
- ・協働していることに気が付かないこともある。まずは協働の周知が必要
- ・市民自身が行政に何かしてもらえることを期待している。

若者活動団体

【活動を知ったきっかけ、普段の情報収集等】

- ・大学での授業等や掲示ポスターで活動を知った。
- ・団体に入る前から、友人の手伝いで作業をしていた。
- ・SNSメールは確認するが、何かをやりたい時に、SNSで情報は探さない。
- ・相模原市のホームページや広報紙は見ない。

【活動を通じてのやりがい】

- ・普段、関わらない人と関わることができ、社会に出る前の勉強になる(プチ社会人の体験)。
- ・地域の人とつながり、単発事業ではなく長い目で活動ができる。

【集まれる場所に望むこと】

- ・うるさくしてはいけない場所には集まらない。
- ・キッズルーム併設型のワーキングスペースは良い。
- ・公共施設のスペースを改良しても固い印象があるから集まらない。

【地域活動や市民活動の印象】

- ・自治会活動は、古いポリシーを持っていて、話を聞いてもらえない印象がある。
- ・自治会活動は、どのようなことをやっているのか分かりにくい。
- ・NPO活動はテーマが決まっているので、若い人が参加しやすい。

NPO法人(協働事業提案制度実施終了団体)

【活動を進める上で大切にしていることや課題等】

- ・コミュニケーションをとって、人の輪を大切にしている。
- ・活動の目的等を共有し、「できる時に、できる事を行う活動」にしている。
- ・上から一方的に指示する人、コントロールする人がいてはいけない。
- ・事業収入をどこまで見込めるかが課題
- ・若い世代の後継者が必要である。仕事をしている60代が増えている。
- ・イベントの周知については、ターゲットを絞って行う方がよい。

【協働を進める上での課題等】

- ・異なる分野の団体と連携する場合の橋渡しを行政に担ってもらいたい。
- ・協働事業提案制度は事業内容により必要な期間が異なるが、3年が短いといった考えはない。

企業

【なぜCSR活動をしているのか。】

- ・企業は社会の公器(公共のためになる存在)であるため
- ・地域が元気でなければいずれ仕事もなくなってしまうため

【協働を進める上での課題等】

- ・顔が見える関係でなければ、他の団体と連携することはできない。
- ・CSR活動に積極的に取り組む企業を市が認証することも、企業の信頼性及び安心感を高めることにつながる。
- ・CSR活動に積極的な企業は、新しく上手くいっている他社の活動を自社に取り入れることが多い。
- ・CSR活動を市がホームページ等で周知することで、その取組が広がる可能性がある。
- ・企業の規模により行えるCSR活動の内容が異なる。

4 協働啓発シンポジウム「皆で担うさがみはらの未来」

本計画の策定に向けて、皆で一緒に協働によるまちづくりを考える場として、「協働の輪を更に広げるために」をテーマとした基調講演や、協働の実践者によるパネルディスカッションなどで構成するシンポジウムを開催しました。

協働の実践者の中には、活動そのものにやりがいを感じ、評価されることで更に達成感を得ているとの意見があり、広く活動が評価される仕組みを構築することで継続的な活動に寄与するほか、活動内容や実践者の生の声を周知することにより、新たな担い手の確保につながることを期待されます。

また、多世代が集う場が担い手の育成につながっているといった意見があり、担い手の確保に向けて、多世代が気軽に集まれる場の創出が必要です。

《基調講演》テーマ：「協働の輪を更に広げるために」

- ・ 目的の共有化が「協働」の一番のポイント
- ・ 協働といった実際の行動を起こすためには、個人等の意識が変わる必要がある。
- ・ そのためには、「都市に対する誇り」や「当事者意識に基づく自負心」を示すシビックプライドが求められる。
- ・ 協働の輪を更に広げるために行政としては、シビックプライドの醸成に強く取り組む必要がある。シビックプライドは、市民主体又は行政主体のイベントを増やすことで高まる傾向があり、イベントの結果より、過程という経験を積み重ねることが大切。
- ・ 市民が簡単にできることは、相模原の良いところを口コミで伝えていくこと。

《パネルディスカッション》

テーマ：「協働の実践者に聞く 多様な主体が活躍するさがみはら」

【活動を通じてのやりがいや大切にしていること】

- ・ 自分一人では出来ないことも、たくさんの方がいる自治会では出来ることがある。
- ・ 何かをすると多くの方が集まり、活動に対してお礼を言われることで達成感を感じている人も多い。
- ・ この人は「何を大切にしているのか」を理解することと、「思い」を共有することを一番大切にしている。
- ・ 自分たちの企画したイベントが形になり評価してもらえることに、とてもやりがいを感じている。

【活動している人が増えるために必要なこと】

- ・ リーダーは寛容でなければならない。
- ・ 多世代が集う場をつくるのが、担い手の育成につながっている。
- ・ まちづくりや地域参加による達成感、やりがい及び経験値は身に付くものであって、見えるものではない。
- ・ 得られるものが見えづらいと他の人に勧めにくい。
- ・ 見える活動や具体的な活動が必要だと思う。

5 協働の主体となる団体等の状況

(1) 自治会活動

自治会は、地域住民の自主的・自立的な組織として、地域コミュニティの形成を図るとともに、防災、防犯、環境美化、福祉等、身近な課題解決に向けた地域活動の中心的な役割を担っています。

しかしながら、市内全世帯数に対する自治会への加入率は、年々低下傾向にあり、近年は6割を下回っている状況にあります。この要因としては、学生等賃貸マンションやアパートに居住する単身世帯が増加し、居住年数も短いこと等から地域とのつながりが持ちにくい傾向にあることが考えられます。また、最近では、高齢により役員を引き受けることが困難であるという理由から自治会を脱会する世帯も増えています。

このような加入率の低下傾向が継続すると、自治会がその役割を十分に発揮できなくなる懸念され、身近な地域活動の活性化にも大きく影響してくることから、未加入者に対して積極的に自治会活動の情報提供を行い、加入を促進する必要があります。

一方で、社会情勢等の変化から自治会加入率を飛躍的に向上させることは難しいという現実を踏まえ、自治会未加入者との関わり方や地域の多様な主体とのさらなる連携の在り方など、時代に応じたまちづくりについても検討する必要があります。地域のまちづくりを進めていく上では、市民一人ひとりが地域の構成員であり、地域の課題は地域住民自身で解決していくという意識を持つことも必要です。

過去10年間の人口、世帯数及び世帯人数

(各年度4月1日現在)

年度	人口(人)	世帯数(世帯)	平均世帯人員(人)
平成21年度	710,336	296,789	2.39
22	712,604	299,634	2.38
23	717,684	304,177	2.36
24	718,695	307,300	2.34
25	718,602	309,946	2.32
26	721,178	314,209	2.30
27	722,534	317,785	2.27
28	721,078	313,319	2.30
29	720,986	316,648	2.28
30	722,334	321,067	2.25

※ 平均世帯人員 = 人口 / 世帯数

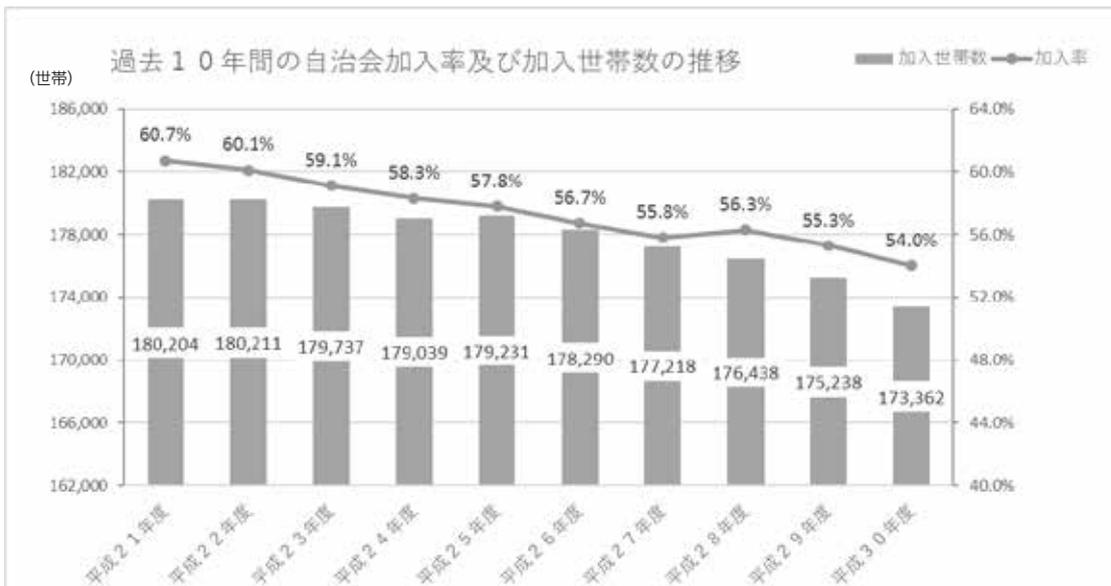
資料：各年版相模原市統計書

過去10年間の自治会加入率及び加入世帯数

(各年度4月1日現在)

年度	加入率	加入世帯数 (世帯)	世帯数 (世帯)
平成 21年度	60.7%	180,204	296,789
22	60.1%	180,211	299,634
23	59.1%	179,737	304,177
24	58.3%	179,039	307,300
25	57.8%	179,231	309,946
26	56.7%	178,290	314,209
27	55.8%	177,218	317,785
28	56.3%	176,438	313,365
29	55.3%	175,238	316,648
30	54.0%	173,362	321,067

資料：市民局市民協働推進課調べ



資料：市民局市民協働推進課調べ

(2) 市内のNPO及びNPO法人数の推移

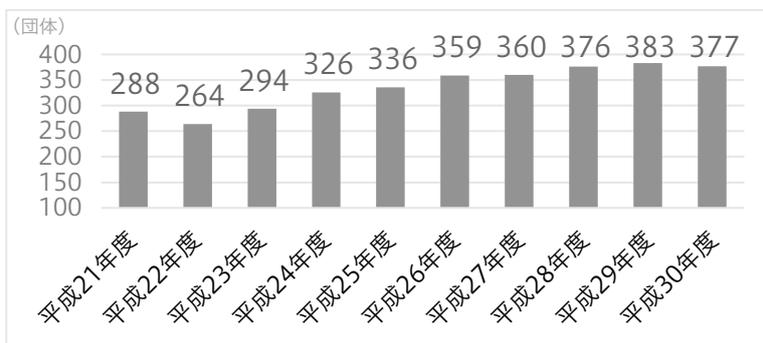
本市では、平成14年10月に「さがみはら市民活動サポートセンター」を設置しました。同センターには、一般に利用できるオープンスペースや登録団体が使用できる会議室等があります。登録団体数は、平成23年度以降は年々増加し、近年は横ばい傾向であるものの、市民活動が活発化していることが伺えます。

また、平成10年12月の「特定非営利活動促進法」(平成10年法律第7号)の施行以来、市内のNPO法人^{注5}数も増加傾向であり、平成22年4月の政令指定都市移行時から、本市において認証等を行っています。

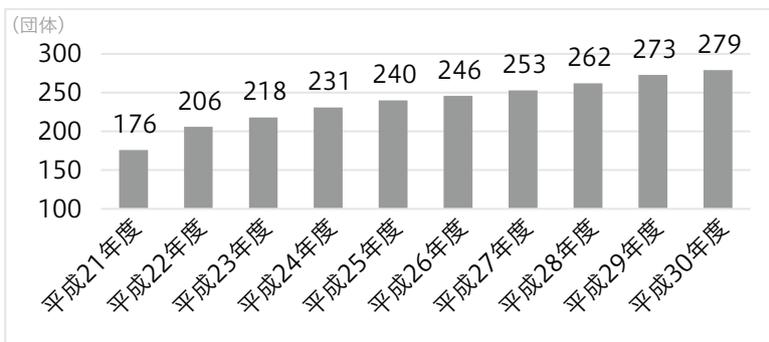
毎年、新たに法人格を取得する団体がある一方で、中心的に活動を行っていた人物が活動できなくなった等の理由により解散をする法人もあります。団体が活動を継続させていくためには、学んだスキルを生かす仕組みや活動の情報発信による担い手の確保、後継者の育成等が求められます。

市民活動団体は、団体の規模による差も大きいですが、一般に活動資金等で苦労していることが少なくなく、市民活動が活発に行われるためには、活動する拠点等の確保や財政面においても安定的に活動できる環境を整えることが必要です。

さがみはら市民活動サポートセンター登録団体数の推移 (各年度3月31日現在)



市内NPO法人数の推移 (各年度3月31日現在)



資料：市民局市民協働推進課調べ

注5：NPO法人（特定非営利活動法人）

NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人

(3) 大学・企業の活動

本市には、高度な専門性や豊富な人材を有する大学・短期大学・専修学校・各種学校が13校立地しています。事業所は、個人事業主を含め23,526所（平成26年経済センサス－基礎調査結果より）あり、このうち従業員が50人以上の事業所は688所に上ります。

大学・企業は、それぞれの特徴を生かし、地域貢献に取り組むなど地域の一員として不可欠な存在であり、市内の全ての大学や一部の企業は、環境、美化、文化、災害、防犯等の各分野において本市と協定を締結し、取組を進めている例もあります。こうした大学や企業の地域貢献の取組を促進することも大切です。

本市は、大学、NPO、企業、行政等の多様な主体が連携し、協働を通じて魅力あふれる地域社会を創造することを目的としている「相模原・町田大学地域コンソーシアム」に正会員として加盟し、連携した取組を進めています。

一方で、地域活動団体や市民活動団体が、大学や企業と連携をしている事例は多くないため、活動事例等の情報を発信することや知り合うための機会を設けることも重要です。

従業者規模別事業所数及び従業者数(民営)

【平成26年経済センサス－基礎調査結果】

(平成26年7月1日現在)

総 数		1～4人		5～9人		10～19人	
事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
23,526	248,495	13,472	28,641	4,528	29,728	2,878	38,907
20～29人		30～49人		50～99人		100人以上	
事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
1,122	26,550	758	28,433	435	29,777	253	66,459

資料：平成30年版相模原市統計書

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム

本市と町田市を生活圏とする大学、NPO、企業、行政等の多様な主体が連携し、それぞれの特性を生かした協働を通じて、魅力あふれる地域社会を創造することを目的に設立された組織です。

多彩な学びの場を市民に提供する「教育学習事業」、まちづくりの担い手を育成する「人材育成事業」及び新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する「地域発展事業」を事業の柱とし、参加機関それぞれの得意分野を生かしながら様々な事業を展開しています。

(4) 地域のまちづくりの活動

本市では、平成22年4月の政令指定都市移行時に区制を導入し、緑区・中央区・南区の3区を設置するとともに、本市の歴史や特性を考慮して22のまちづくり区域を定めました。

各地区には、大規模なマンションや商業施設が立ち並ぶ地域もあれば、森林や湖等の豊かな自然を持つ地域、歴史的建造物や遺跡がある地域、工業団地等の産業集積地域、商業地域、大学等がある地域等もあります。また、昔から相模原に住んでいる人が多い地域、子育て世代が多い地域、学生が多く集まる地域、余暇を楽しむために訪れる人が多い地域等、地域に集まる人々にも様々な特色がみられます。こうした特色を生かしたまちづくりを進めるため、区民会議やまちづくり会議等を通じて、市民と市が地域の課題や魅力等を共有しています。

また、市内には地域の学びの拠点として32館の公民館が運営されています。各館では、利用者による文化・スポーツ等の様々な取組をはじめ、公民館の主催事業も盛んに催され、社会教育活動の拠点として機能しています。こうした活動で育成された人材が地域で活躍できるようにすることも必要です。

まちづくり区域と区役所等の配置



※ 小山地区、清新地区、横山地区、中央地区、星が丘地区及び光が丘地区のまちづくりセンター機能は、中央区役所地域振興課本庁地域まちづくりセンターが担当します。

まちづくり区域の名称及び人口・面積

(平成31年4月1日現在)

緑区(6地区) (171,173人/253.93km ²)			中央区(9地区) (271,696人/36.87km ²)			南区(7地区) (279,041人/38.11km ²)		
地区名	人口(人)	面積(Km ²)	地区名	人口(人)	面積(Km ²)	地区名	人口(人)	面積(Km ²)
橋本	73,953	7.75	小山	20,754	3.58	大野中	63,294	8.02
大沢	32,946	7.62	清新	30,382	2.83	大野南	78,526	5.49
城山	23,253	19.91	横山	14,516	1.82	麻溝	18,148	8.18
津久井	24,373	122.10	中央	35,719	3.43	新磯	13,166	6.03
相模湖	7,982	31.61	星が丘	17,600	1.39	相模台	45,414	5.70
藤野	8,666	64.94	光が丘	26,456	2.48	相武台	19,274	1.72
			大野北	62,613	6.45	東林	41,219	2.97
			田名	30,247	9.68			
			上溝	33,409	5.21			

資料：月報統計さがみはら及び市民協働推進課

公民館の利用状況

年度	公民館数	開館日数	施設利用日数	延べ利用団体数	延べ利用者数	1館当たり1日平均利用者数
平成28年度	32	10,473	9,974	132,606	1,693,232	169.8
29	32	10,379	9,952	130,137	1,658,133	166.6
30	32	10,431	9,696	114,221	1,431,375	147.6
緑区	12	3,802	3,084	28,459	341,156	110.6
中央区	10	3,173	3,173	39,379	509,900	160.7
南区	10	3,456	3,439	46,383	580,319	168.7

※ 1館当たり1日平均利用者数は、延べ利用者数を施設利用日数で除したものである。

資料：各年度公民館資料

6 課題のまとめ

「1 本市を取り巻く社会情勢等」から「5 協働の主体となる団体等の状況」までを踏まえ、条例第7条の基本施策ごとに課題を整理すると次のとおりです。

(1) 協働に関する情報の収集及び発信

地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等のまちづくりに関する情報を収集・発信し、協働のまちづくりに必要な情報を得ることができるように取り組みます。

地域活動や市民活動に自ら参加したり、市民と市が手を取り合って連携するためには、まずお互いのことを知る必要があります。

地域活動団体、市民活動団体、大学及び企業のまちづくりに関する活動内容等を市民と共有するには、それらの情報を蓄積し、提供できる体制を確立することが重要です。

情報発信に当たっては、情報の受け手となる世代の特性を踏まえ、情報紙、チラシ、ポスター、回覧等の紙媒体や、インターネットのホームページ、SNS等、様々な手段を併用して、情報が広く届くように工夫するとともに、情報の受け手の興味を喚起するよう、メッセージ性のある内容の発信に努める必要があります。

また、これまで一定の成果を上げているさがみはら地域ポータルサイト（通称：さがポ）のさらなる充実を図り、アクセス件数を増やすほか、活動の拠点となる中間支援組織や公民館などが連携して情報を発信するなど、地域活動や市民活動に少しでも関心のある市民の意欲を掻き立て、参加を促進する必要があります。

日頃の様々な活動の中には、知らぬ間に協働の取組をしている場合があります。市民及び市の職員がそのことに気付くことで、「協働」への理解・関心が深まり、新たな活動につながったり、既存の活動が活性化する可能性もあるため、その「気付き」を促す活動事例等の情報発信も必要です。

(2) 協働に関する学習機会の提供

地域活動や市民活動への参加方法を知り、活動に結びつけ、更に活動をけん引する担い手づくりを進めます。

地域活動や市民活動の継続や発展のためには、活動を行う担い手づくりが重要です。活動を始めてみたい人や活動を発展させたい人等、様々なニーズに応えられるよう、基礎講座から応用講座まで、幅広く開催していく必要があります。

協働を推進するために必要なファシリテーション能力やコミュニケーション能力等、専門的な知識について学べる環境も必要となります。

そして、これらを学んだ担い手が成果を発揮する場を用意するなど各種活動を展開する上での効果的な仕組みを構築していく必要があります。

また、市の職員も市民と連携していくため、座学形式の入門編から体験型の実践編までの研修を受講し、協働への理解を深めていく必要があります。

(3) 協働により実施する事業への財政的支援

寄附や補助金等により地域課題や社会的課題に取り組む団体の活動を支える意識を醸成するとともに、活動の創造や発展を財政的に支援し、自立した活動へつなげます。

公共的な課題の解決や、地域を活性化するための活動を活発にするためには、活動の初期や発展期を財政的に支えるだけでなく、団体が自立して活動を継続できる仕組みも重要です。

このため、団体活動への補助金や助成金といった行政からの直接的な支援のほか、皆で活動を支える寄附文化の醸成を促進するため、情報発信や制度の検討、さらに安心して活動するための保険の加入等、間接的な支援も必要となります。

(4) 活動を推進する拠点となる場の提供

地域活動団体や市民活動団体が自主的に活動する場や、多様な主体が有機的に連携する拠点を整備し、更なる活動の活性化につなげます。

地域活動や市民活動を行うためには、定期的集まって打合せや作業をする場所が必要であり、また、関連する情報がその場に集積されたり、専門的なアドバイザーがいることで、更なる活動の活性化が期待できます。

実際に、地縁を基に活動する地域活動団体に比べ、市民活動団体が活動できる場所が少なく、公民館の会議室等の公共施設も地域によって利用のしやすさに差があります。また、現在、市民活動の支援において中心的な役割を担っているさがみはら市民活動サポートセンター等の拠点が中央区に集中しているため、各区への同様の機能を有する拠点等の整備の検討や、拠点の機能を補う出張講座の開催等の工夫が必要です。

また、各種支援等を行う中間支援組織の認知度の向上による利用の拡大が市民活動の活発化に寄与します。

さらには、担い手の確保が課題となる中、地域活動や市民活動をしていない人や、それらの活動に興味のない人の参加を促すことも大切です。子どもから高齢者までが気軽に集まり、そこから新たな活動に発展するきっかけとなるような場等を提供することも重要です。

(5) 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、市等の主体が協働できる機会を提供し、お互いの活動の発展や、地域の活性化につなげます。

個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、市等が、それぞれの特性を生かして連携・協力することで、新しい発想を得られ、活動の幅が広がり、効果的に事業を行えることがあります。また、一緒に活動することで、なかなか見つからなかった地域課題の解決方法を導き出せる可能性もあります。

そのため、市民活動団体を支援する各種「中間支援組織」が連携し、他の団体と交流する機会を提供するほか、協働の取組を進める仕組みである協働事業提案制度の活用が更に進むよう周知を図るとともに、運用方法の見直しを適宜行い、効果的な制度となるよう検証する必要があります。

市の職員についても協働に関する知識や理解を深め、市民のアイデアや技術、ノウハウ等をまちづくりに生かすことが重要です。

(6) 地域の特色を生かした協働のまちづくり

個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等の主体が課題を共有し、課題解決や地域の魅力づくりに取り組みます。

本市には、商業施設やマンション等が立ち並ぶ都市部から水や緑に恵まれた山間部まで様々な地域があるため、それぞれ魅力や課題は異なり、地域の特色を生かしたまちづくりを行う必要があります。

このため、より多くの人々が地域の課題を共有し、地域資源（自然資源や人的資源等）を生かした魅力づくりをすることが重要であることから、多様な主体の参画を促すとともに、各区に設置された区民会議や22地区に設けられたまちづくり会議の持つ役割や機能を最大限に生かす必要があります。

また、地域活動の中心的な役割を担う自治会の活動を振り返り、改めて意義や役割を整理し、中長期的な視点で自治会運営への支援の在り方を検討する必要があります。当然ながら、これまでどおり自治会の加入促進を進める一方で、社会情勢等の変化から、飛躍的に自治会の加入率を向上させることが難しいという現実を踏まえたまちづくりについても検討する必要があります。

第3章 協働を推進するための取組

本市では、協働を推進するため、これまで取り組んできた事業の成果や課題を踏まえて、条例に掲げる基本施策を実施し、「皆で担う地域社会」の実現を図ります。

「協働」という文言が使われ始めてから20年以上が経過しています。これまでも協働の取組を進めてきましたが、協働に対する理解や認識が十分に浸透しているとは言えない状況に鑑み、本計画では、情報の発信とともに協働の担い手の輩出を重要課題と捉え、また「相模原市人権施策推進指針」なども踏まえ、「活動に参加する者」及び「協働による活動をけん引する者」の増加につながる取組を積極的に進めます。

基本施策に掲載する主な取組については、前計画の内容を見直し、新たに実施するものを「新規の取組」、重点的に取り組むものを「重点的な取組」として位置付け実施します。

計画の目標と成果指標

本計画期間である、令和2年度から令和9年度までの8年間の取組の目標を次のとおり設定します。

【目標（目指す姿）】

「一人ひとりが地域の課題を自分事として考え、
活動し、協力して取り組むことができる社会」

協働を推進するためには、活動の担い手の確保と多様な主体による連携が重要となります。本計画期間においては、個人一人ひとりが地域の課題を自分の事として考え、活動し、様々な人と協力して取り組むことができる社会を目指します。

成果指標

目標の達成度については、相模原市総合計画の成果指標を活用し、「地域活動・市民活動に参加している市民の割合」、「市が多様な主体と協働により取り組んでいる事業などの数」、「市内のNPO法人数」の3つを成果指標とするほか、各基本施策において個別に成果指標を設定し、検証します。

【相模原市総合計画の成果指標】

No.	指 標	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1	地域活動・市民活動に参加している市民の割合	50.7% (令和元年)	54.7%	58.7%
2	市が多様な主体と協働により取り組んでいる事業などの数	183件	216件	244件
3	市内のNPO法人数	279団体	304団体	324団体

「皆で担う地域社会」

目指す姿

【皆で担う地域社会のイメージ】

一人ひとりが地域の課題を自分事として考え、活動し、協力して取り組むことができる社会

【具体的な目指す姿】

こんな「ヒト」が増えてくるとイイナ

- ・地域や社会における課題や問題に関心を持っている市民
- ・地域活動や市民活動に参加する市民 など

こんな「コト」「モノ」ができるとイイナ

- ・まちづくりや協働に関する情報が集まり、多様な媒体で提供され、誰でも知ることができる。
- ・多様な主体が定期的に活動できる場所がある。
- ・地域活動や市民活動を始めたり、継続するための担い手づくりや財政的な支援の体制が整っている。 など

こんな「つながり」が続くとイイナ

- ・多様な主体が積極的に結びつく仕組みがあり、お互いを高め合うことでより良いものを生み出している。
- ・多様な主体が地域の課題を発見・共有し、話し合い、一緒に解決している。

こんな「まち」になっているとイイナ

- ・地域の特色を生かしたまちづくりが進み、地域の魅力が向上している。
- ・地域活動や市民活動を通じて、やりがいを感じ、地域への愛着が増している。

基本的な役割

【市民の役割（期待すること）】

自らがまちづくりの主体であることを認識し、活動すること。

【市の役割】

協働を推進するとともに、そのための環境を整備すること。

を実現するために

取組の方向

協働を知り、
学ぶための
取組

実際に活動
するための
取組

自立して継
続的に活動
するための
取組

多様な主体
同士が連携・
協働し、強み
を生かすための
取組

基本施策と主な取組

基本施策 1 協働に関する情報の収集及び発信

- ・地域活動に関する情報の収集・発信
- ・市民活動に関する情報の収集・発信
- ・【新規】連携した活動を促進するための情報の収集・発信

基本施策 2 協働に関する学習機会の提供

- ・【重点】さがみはら地域づくり大学事業の充実
- ・【新規】市民のスキルを生かす仕組みづくりの検討
- ・【新規】協働に関する取組を推進するための意識の向上
- ・地域活動及び市民活動に関する講座等の充実

基本施策 3 協働により実施する事業への財政的支援

- ・団体の活動を支える寄附文化の醸成
- ・市民・行政協働運営型市民ファンドの運営
- ・【重点】地域活性化事業交付金制度の効果的な運用
- ・自治会活動への支援
- ・街美化アダプト制度の推進

基本施策 4 協働を推進する拠点となる場の提供

- ・さがみはら市民活動サポートセンターの充実
- ・ユニコムプラザさがみはらの活性化
- ・自治会集会所の整備促進
- ・【新規】新たな協働が生まれる場・仕組み等の検討

基本施策 5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

- ・【重点】協働事業提案制度の効果的な運用
- ・協働推進拠点間の連携及び団体間の交流機会の創出

基本施策 6 地域の特色を生かした協働のまちづくり

- ・区の特徴を生かしたまちづくりの推進
- ・まちづくり区域の特徴を生かしたまちづくりの推進
- ・【新規】自治会運営への支援の在り方等の検討

基本施策1 協働に関する情報の収集及び発信

説明

地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等のまちづくりに関する情報を収集・発信し、協働のまちづくりに必要な情報を得ることができるように取り組みます。

【施策の方向性】

- ・地域活動団体、市民活動団体、大学、企業のまちづくりに関する活動内容等の情報を蓄積し、提供できる体制の確立に向けて取り組みます。
- ・情報の受け手となる世代の特性を踏まえ、様々な媒体を利用しつつ、興味を喚起するメッセージ性のある情報発信に取り組みます。また、さがみはら地域ポータルサイト（通称：さがポ）の更なる充実に取り組みます。
- ・地域活動や市民活動に少しでも関心のある市民の意欲を掻き立て、参加を促進するため、活動の拠点となる中間支援組織や公民館などが連携して情報の発信に取り組みます。
- ・知らぬ間に協働の取組をしている場合があるため、市民及び市の職員がそのことに気が付くような活動事例等の情報発信に取り組みます。

【主な取組】

地域活動に関する情報の収集・発信

各区役所において、地域情報を収集し、広報紙やホームページ等、様々な媒体により発信します。

また、各地区で取り組む地域活動の情報発信や地区自治会連合会が発行する地域情報紙の発行を支援します。

市民活動に関する情報の収集・発信

さがみはら市民活動サポートセンターのホームページや情報紙、メールマガジン^{注6}、相模原市市民活動中間支援施設連絡会（通称：相模ボラディア）が運営する「市民活動団体情報検索システム」等を通じて、団体情報、助成金情報、講座情報等を提供します。また、情報提供に当たっては、公民館や中間支援組織と連携し、その充実に取り組みます。

注6：メールマガジン

発信者が定期的にメールで情報を流し、読みたい人が購読するようなメールの配信の一形態

新規 連携した活動を促進するための情報の収集・発信

地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等、多様な主体が連携した活動の情報を収集し、「(仮称)協働ニュース」としてまとめて発信するほか、新たな表彰制度を創設し、広報紙やホームページも活用しながら好事例を広く紹介します。

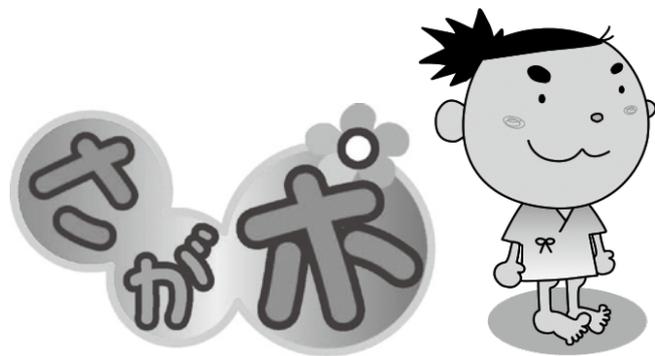
また、大学や企業の地域貢献活動を促進するため、活動事例を紹介します。

さらに、地域活動、市民活動、行政などの活動の情報を共有するほか、掲示板機能や市民活動団体・地域活動団体のための無料のホームページの提供等、様々な機能を持つ「さがみはら地域ポータルサイト」の更なる充実を図ります。

成果指標

No.	指標	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1	さがみはら地域ポータルサイトへの年間アクセス(ページビュー)数	480,458件	740,000件	1,000,000件
2	(仮称)協働ニュースの年間発信回数	—	2回以上	2回以上

※ 「地域活動に関する情報の収集・発信」及び「市民活動に関する情報の収集・発信」の内容については、既に様々な媒体を活用し情報発信を行っているため、個々の成果指標は設定せず、地域活動及び市民活動を含めた総合的な情報発信機能を有するさがみはら地域ポータルサイトへの年間アクセス数を成果指標とします。



「でいらボー」

さがみはら地域ポータルサイト
(通称：さがポ) マスコットキャラクター
URL <http://www.sagami-portal.com/>

基本施策2 協働に関する学習機会の提供

説明

地域活動や市民活動への参加方法を知り、活動に結びつけ、更に活動をけん引する担い手づくりを進めます。

【施策の方向性】

- ・地域活動や市民活動の継続や発展のため、活動を行う担い手づくりに取り組みます。
- ・活動を始めてみたい人や活動を発展させたい人等の様々なニーズに応えられるよう、基礎講座から応用講座まで幅広く講座内容の充実を図ります。
- ・協働を推進するために必要なファシリテーション能力やコミュニケーション能力等、専門的な知識について学べる環境の整備に取り組みます。
- ・学んだ担い手が成果を発揮する場を用意するなど各種活動を展開する上での効果的な仕組みの構築に取り組みます。
- ・市職員の協働への理解を深めるため、座学形式の入門編から体験型の実践編まで幅広く研修に取り組みます。

【主な取組】

重点 さがみはら地域づくり大学事業の充実

さがみはら地域づくり大学運営委員会（市設置）の意見等を基に、ユニコムプラザさがみはらにおいて、受講者ニーズ等を踏まえ、受講内容やカリキュラム等の検討を行うなど充実を図り、協働の担い手づくりに取り組みます。

また、さがみはら地域づくり大学で学び、コーディネーターズサークルに登録した者のスキルアップにつながる機会を提供します。

新規 市民のスキルを生かす仕組みづくりの検討

様々な企業等で働く多様なバックグラウンドを持つ市民が仕事で培った経験やスキルを生かし、地域活動団体や市民活動団体等の業務改善や事業戦略など運営面での支援を行う体制を検討します。

新規 協働に関する取組を推進するための意識の向上

地域活動や市民活動を始める動機付け・契機となる取組を検討するほか、市職員に対しては、（仮称）協働推進担当職員の配置や体験研修の実施、協働の手引等の充実により協働への理解を深め、協働に関する取組を推進します。

地域活動及び市民活動に関する講座等の充実

さがみはら市民活動サポートセンター等において、初めて活動を行う人のための講座や、活動を発展させていくための会計、広報、マネジメント等の講座など段階に応じた学習機会を充実します。

また、様々な世代の人がボランティアを体験できる機会を充実します。

成果指標

No.	指標	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1	さがみはら地域づくり大学の年間コース受講者数	12人	20人	24人
2	市職員の協働に対する認知度	67%	80%	90%
3	さがみはら市民活動サポートセンター講座の年間延べ受講者数	120人	160人	200人

※ 「市民のスキルを生かす仕組みづくりの検討」の内容については、成果指標に馴染まないため指標を設定しないこととします。

さがみはら市民活動サポートセンター

多様化する市民ニーズに応えて、個性豊かなまちづくりを行うために、NPOなどの市民活動団体等と行政が協働でまちづくりを進めることが重要であり、その活動を支援する拠点となっています。

同センターでは、会議や打合せ、作業等の場の提供や活動に役立つ情報の収集・発信、市民活動活性化講座や市民活動フェスタの開催、さらにこれから団体を立ち上げるに当たっての運営等の相談等を行っていて、NPO法人が管理運営をしています。



(平成14年10月開所)

基本施策3 協働により実施する事業への財政的支援

説明

寄附や補助金等により地域課題や社会的課題に取り組む団体の活動を支える意識を醸成するとともに、活動の創造や発展を財政的に支援し、自立した活動へつなげます。

【施策の方向性】

- ・ 公共的な課題の解決や、地域を活性化するための活動を活発にするためには、活動の初期や発展期を財政的に支えるだけでなく、団体が自立して活動を継続できる仕組みの構築に取り組みます。
- ・ 団体活動への補助金や助成金といった行政からの直接的な支援のほか、皆で活動を支える寄附文化の醸成を促進するため、情報発信や制度の検討、さらに安心して活動するための保険の加入等、間接的な支援にも取り組みます。

【主な取組】

団体の活動を支える寄附文化の醸成

地域課題や社会的課題の解決に取り組む団体の活動を寄附により支えていくという市民意識を高めるため、市民と団体の交流の場をはじめ、NPO 法人の指定制度や認定制度について、ホームページや広報紙等を利用した周知を図るなど、様々な機会を通じて団体の活動に対する理解を深めます。

市民・行政協働運営型市民ファンドの運営

市との協働によりファンド^{注7}の運営を行う団体が、個人や企業等からの寄附金及び集められた寄附金と同額の市の負担金を財源として、市民活動団体等の公益的活動に対し助成金を交付します。

また、寄附金を継続的に集められるよう、助成金を交付された事業の成果や効果等をホームページや広報紙等を通じて周知を図り、市民の寄附意識を一層高めます。

重点 地域活性化事業交付金制度の効果的な運用

多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民による自主的な課題解決に取り組む事業に対し、まちづくり区域を単位とする交付金制度について、引き続き事業評価の手法を検討し、必要に応じて見直しを行うなど効果的な運用を図ります。

注7：ファンド

基金。特定の目的のために準備された元手となる資金のこと。

自治会活動への支援

地域活動の中心的な役割を担う自治会が取り組む防災、防犯、環境美化や福祉等の活動を支援するとともに、活動の拠点となる集会所の整備を促進します。

また、相模原市自治会連合会と連携し、加入促進に取り組むなど、自治会の自主的・自立的な活動を支援します。

街美化アダプト制度の推進

市民と市の協働による取組として、市民が自主的・自発的に行う公園、緑道、道路や河川敷等の公共スペースの美化活動に対し、市はその活動に必要な費用等の支援を行います。また、活動事例の紹介をはじめ制度の普及に取り組みます。

成果指標

No.	指標	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1	指定NPO法人への年間平均寄附件数 (1法人当たり)	11件	20件	30件
2	市民・行政協働運営型市民ファンドによる年間助成事業数	21件	16件以上	16件以上
3	街美化アダプト制度の年間実施箇所数	709箇所	700箇所以上	700箇所以上

※ No.2「市民・行政協働運営型市民ファンドによる年間助成事業数」については、年度により応募事業数に差異があるため、平成28年度から平成30年度までの平均助成事業数以上を目標値として設定します。

※ No.3「街美化アダプト制度の年間実施箇所数」については、アダプト活動を停止する団体があることを踏まえ、現状の実施箇所数を維持することを目標値として設定します。

※ 「地域活性化事業交付金制度の効果的な運用」及び「自治会活動への支援」の内容については、成果指標に馴染まないため指標を設定しないこととします。

基本施策4 協働を推進する拠点となる場の提供

説明

地域活動団体や市民活動団体が自主的に活動する場や、多様な主体が有機的に連携する拠点を整備し、更なる活動の活性化につなげます。

【施策の方向性】

- ・地域活動や市民活動を行うため、定期的集まり、打合せや作業をする場の提供に取り組みます。
- ・関連する情報の集積や専門的なアドバイザーの設置等に取り組みます。
- ・さがみはら市民活動サポートセンターと同様の機能を有する拠点等の整備の検討や、拠点の機能を補う出張講座の開催等に取り組みます。
- ・中間支援組織の認知度の向上による利用の拡大に取り組みます。
- ・地域活動や市民活動をしていない人や、それらの活動に興味のない人の参加を促すきっかけとなるような場等の提供に取り組みます。

【主な取組】

さがみはら市民活動サポートセンターの充実

市民活動の支援や活性化を図るため、NPO 法人等との協働によりさがみはら市民活動サポートセンターを運営し、活動の場の提供、相談・助言、ネットワークの強化を行います。また、機能の強化や新たな活動の場の設置等について検討します。

ユニコムプラザさがみはらの活性化

市民と大学との連携により、地域の課題の解決及び地域の活性化を図るため、交流・発信機能、学習・研究機能及び橋渡し機能を充実するとともに、スペースの有効活用を図るなど施設の活性化に取り組みます。

自治会集会所の整備促進

地域住民によるコミュニティ組織の拠点となる自治会集会所の整備を促進します。

新規 新たな協働が生まれる場・仕組み等の検討

活動していない人や興味のない人の参加を促進するため、空き家や空き店舗、公共施設等を活用し、誰でも自由に集まれる場・スポットを創出し、そこで生まれたつながりから新たな協働がスタートする仕組み等を検討します。

成果指標

No.	指標	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1	さがみはら市民活動サポートセンター 年間相談件数	316件	350件	400件
2	ユニコムプラザさがみはらによる大学へ の年間橋渡し件数	26件	28件	30件

※ 「自治会集会所の整備促進」及び「新たな協働が生まれる場・仕組み等の検討」の内容については、成果指標に馴染まないため指標を設定しないこととします。

市民・大学交流センター（愛称：ユニコムプラザさがみはら）

地域活動や市民活動を行う市民と高度な専門性や豊富な人材を有する大学が連携して、福祉、健康、環境等、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図り、新たな活動を創造するための拠点がユニコムプラザさがみはらです。

ユニコムプラザさがみはらには、市民と大学が交流する場の提供や大学等の研究・教育活動・地域連携の取組等を発信する「交流・発信機能」、市民が地域課題の解決等につながる専門的な知識や技術を学習したり、市民と大学が協働で研究する機会を提供する「学習・研究機能」、市民と大学が連携を強化し、課題解決等に取り組むための「リエゾン（橋渡し）機能」があります。



大学情報コーナー：教育・研究活動や地域貢献活動等、様々な大学の情報を発信します。

（平成25年3月開所）

基本施策5 協働により実施する事業を提案できる機会の提供

説明

個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、市等の主体が協働できる機会を提供し、お互いの活動の発展や、地域の活性化につなげます。

【施策の方向性】

- ・個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、市等が、それぞれの特性を生かして連携及び協力ができる機会を提供し、新しい発想を得られ、活動の幅が広がるなど効果的に事業を行えるよう取り組みます。
- ・市民活動団体を支援する各種「中間支援組織」が連携し、他の団体との交流機会の提供に取り組みます。
- ・協働の取組を進める仕組みである協働事業提案制度の活用が更に進むよう周知を図るとともに、運用方法の見直しを適宜行い、効果的な制度となるよう検証します。

【主な取組】

重点 協働事業提案制度の効果的な運用

市民と市がお互いの持つ資源（知識、経験、人材、情報、資金等）を結集し、地域課題や社会的課題の解決に向け、協働により効果的に取り組む仕組みである協働事業提案制度について、3年後の事業継続の在り方や協働事業の評価における市民意見の聴取・反映方法の検討等を行うとともに、制度を検証し、より効果的な運用を図ります。

協働事業提案制度

市民と市の双方からの提案に基づき、協働して地域の課題や公共的な課題の解決を図る仕組みです。市民が課題を自由に設定し、自由な発想で企画提案して行う市民提案型協働事業と、市があらかじめテーマ、計画、事業等の概要を提案し、その概要書を基に市民が具体的な協働事業の内容を企画提案して行う行政提案型協働事業があります。

協働推進拠点間の連携及び団体間の交流機会の創出

さがみはら市民活動サポートセンターやユニコムプラザさがみはら、公民館等の各施設における機能や特性、活動情報等の共有を図ることで、多様な主体が連携できるネットワークの構築に取り組みます。また、各施設においても、団体間の交流の場を設け、相互の活動紹介や情報交換等が行える機会を創出することにより、協働による取組を促進します。

成果指標

No.	指標	基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1	協働事業提案制度の年間事前相談件数	6件	10件	10件以上
2	団体間の交流機会の年間開催回数	9回	12回	15回

基本施策6 地域の特色を生かした協働のまちづくり

説明

個人、地域活動団体、市民活動団体、大学、企業等の主体が課題を共有し、課題解決や地域の魅力づくりに取り組みます。

【施策の方向性】

- ・より多くの人々が地域の課題を共有し、地域資源（自然資源や人的資源等）を生かした魅力づくりを行うため、多様な主体の参画を促すとともに、各区に設置された区民会議や22地区に設けられたまちづくり会議の持つ役割や機能を最大限に生かします。
- ・中長期的な視点で自治会運営への支援の在り方を検討します。また、自治会の加入率が飛躍的に上がらないことを踏まえたまちづくりについても検討します。

【主な取組】

区の特徴を生かしたまちづくりの推進

区の課題やまちづくりの方向性について協議する場として設置された「区民会議」を運営します。また、区民同士の一体感を育みながら、区への愛着や誇り等の意識の醸成を図るため、区民交流イベントなどに取り組むとともに、区独自の魅力を再発見し、新たな魅力として区内外に情報発信する等の「区の魅力づくり」に向けた事業を実施します。

まちづくり区域の特徴を生かしたまちづくりの推進

地域資源の発見、課題解決の方法等について自主的に話し合う場である「まちづくり会議」の運営を支援します。また、まちづくり会議の委員と市が、地域の活性化や課題解決に向け、協働の視点から意見交換や情報共有等を行う「まちづくりを考える懇談会」を開催するなど、市民と市の協働によるまちづくりを推進します。

新規 自治会運営への支援の在り方等の検討

地域活動の中心的な役割を担う自治会の活動を振り返り、改めて意義や役割を整理するなど、中長期的な視点で自治会運営への支援の在り方を検討します。また、自治会と市民活動団体等との新たな連携の在り方を検討するほか、自治会に加入していない市民のまちづくりへの参加を促す方策や、地域活動を担う新たな主体の形成の可能性について検討します。

区民会議

各区に設置した、区のまちづくりの方向性や地域活動を活性化するための方策等を話し合う会議です。区内のまちづくり会議から推薦された者、区内の公益的活動を行う団体から推薦された者、区内の住民、学識経験のある者等で構成されています。

まちづくり会議

各地区のまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に構成団体等が協働して取り組むための会議です。自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館、PTA等、各地区で活動している団体等で構成されています。

成果指標

No.	指標		基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1	住んでいる地域に愛着を感じている市民の割合	緑区	78.6% (令和元年)	81.8%	85.0%
		中央区	79.4% (令和元年)	82.2%	85.0%
		南区	80.9% (令和元年)	82.9%	85.0%

※ 基本施策6については、独自に成果指標を設定することが難しいため、相模原市総合計画の施策「区制を生かした魅力あるまちづくりの推進」と同様の指標を設定し、進行管理の一助とします。

第4章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の施策を総合的かつ計画的に推進するため、学識経験者、関係団体代表者及び公募市民で構成する「相模原市市民協働推進審議会」に意見を求めるとともに、市の庁内組織の「市民協働推進会議」において、横断的な総合調整を行います。

2 実効性の確保

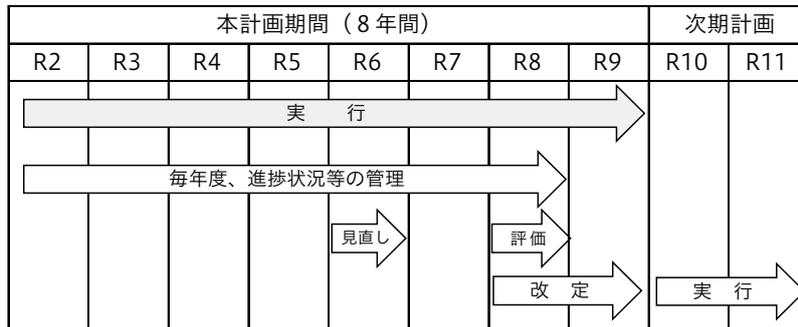
本計画における施策の実施に当たっては、次の取組により実効性を確保し、着実に推進します。

令和2年度から令和8年度（本計画終了年度の前年度）まで

- ① 毎年度、成果指標に基づき評価します。なお、評価に当たっては、成果指標が設定されていない取組や成果指標が馴染まない取組の進捗状況等を勘案します。
- ② 評価結果及び進捗状況等を広報紙やホームページ等を通じて市民に情報提供します。
※ 令和5年度までの各施策の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて成果指標等の見直しを行います。

令和8年度から令和9年度まで

- ① 本計画に掲載した内容について、本計画終了年度の前年度である令和8年度に全体の評価を行います。
- ② 社会情勢の変化やまちづくりに関わる市民及び市の状況に応じた見直しを行います。



參考資料

■相模原市市民協働推進条例(平成24年3月27日条例第6号)

相模原市では、市民がまちづくりの主人公となり、市の発展とともに様々な協働による取組を展開してきました。

地域活動においては、自治会などが中心となり、地域の暮らしを支える担い手として積極的に役割を果たしています。また、福祉、教育、環境など身近な公共の課題が多様化し、複雑化する中で、市民がそれらを自らのこととして受け止め、その解決に向け、自主的な活動を展開するなど、市民活動も活発になっています。

これらの活動をより一層推進するため、個人をはじめ、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、大学、企業などの様々な担い手が手を携え、自らが進んで活動の輪に加わり、皆で支え合う意識の下に、それぞれの役割をもって共に公共を担っていくことが求められています。

相模原市は、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進し、協働による市民の力を生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、協働について、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、皆で担う地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、市民活動団体、大学、企業その他の市内で活動をするものをいいます。
- (2) 協働 市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動することをいいます。
- (3) 地域活動 地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。
- (4) 市民活動 市民が、営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除きます。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、皆で担う地域社会の実現に向けて、人と人との絆(きずな)を大切にするという意識の下、互いに支え合い、助け合い、協働を推進します。

(協働の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則とし、協働を行います。

- (1) 相互理解 相手の立場を十分に尊重し、相手との違いを認め、相互に理解し合うこと。
- (2) 目的共有 協働の目的を明確にし、共有すること。
- (3) 役割合意と協力 互いの役割分担について、適切な機会を設け相互の合意により決定し、活動の場における対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自立 互いに依存することなく、自主的に行動すること。
- (5) 透明性の確保 常に相互の関係や協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、自らが公共を担うまちづくりの主体であることを認識し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとします。

- 2 市民は、協働について理解を深め、育んでいくよう努めるものとします。
- 3 市民は、地域活動や市民活動の推進に努めるものとします。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、協働に関する施策を計画的に推進し、協働を行うための環境づくりに努めるものとします。

- 2 市は、協働により実施する事業について、企画立案、評価等の過程においても協働により取り組むよう努めるものとします。
- 3 市は、協働を推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとします。

(基本施策)

第7条 市は、協働を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 協働に関する情報の収集及び発信
- (2) 協働に関する学習機会の提供
- (3) 協働により実施する事業への財政的支援
- (4) 協働を推進する拠点となる場の提供
- (5) 協働により実施する事業を提案できる機会の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協働を推進するために必要な施策

(市民協働推進基本計画)

第8条 市長は、この条例の目的を達成し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民協働推進基本計画を策定するものとします。

- 2 市長は、市民協働推進基本計画の策定に当たっては、相模原市市民協働推進審議会の意見を聴くものとします。

(相模原市市民協働推進審議会)

第9条 市長は、協働に関する必要な事項について意見を求めるため、相模原市市民協働推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設けます。

- 2 審議会は、この条例の理念に基づき運営します。
- 3 審議会は、協働に関する市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申します。
- 4 審議会は、協働の推進に関する事項について、市長に提案します。
- 5 審議会は、委員15人以内で組織します。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任は、これを妨げません。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営等について必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

■市が多様な主体と協働により取り組んだ事業等

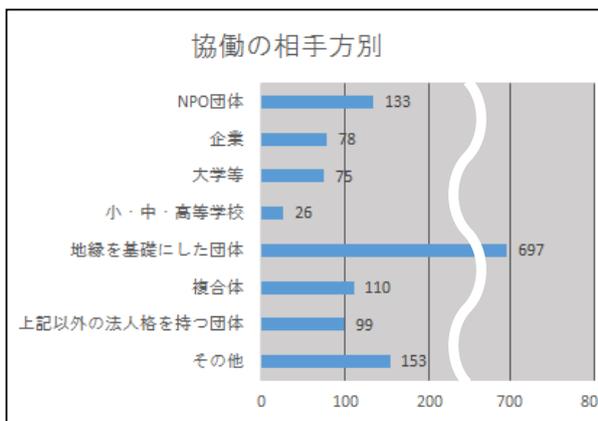
1 対象事業（平成30年度）

- ①市が自治会やNPO、企業、大学等と連携している事業であること
 ②営利を主たる目的とせず、地域課題の解決やまちの魅力の向上等を図るために行っている事業であること
 ※市が一方向的に審議会等委員の就任やポスター等の掲示を依頼するものは除く

2 調査結果概要

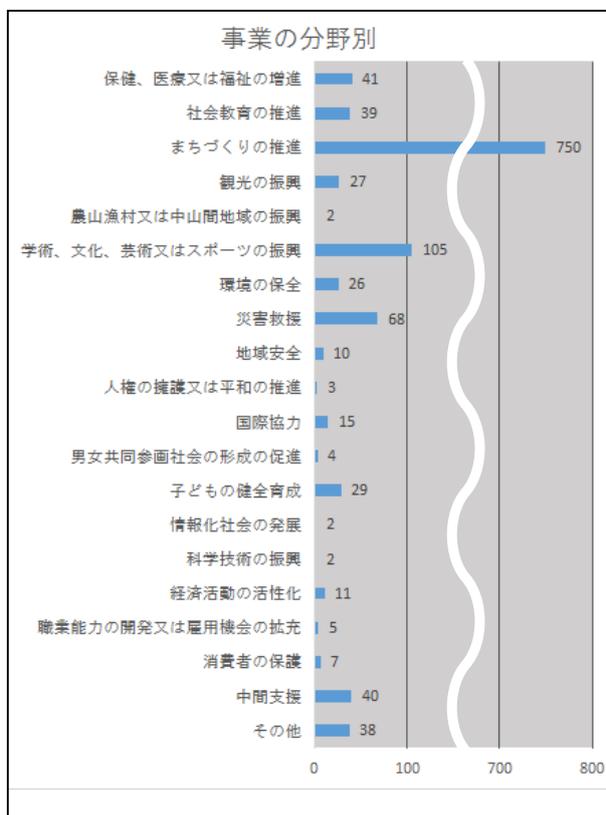
（1）協働の相手方別件数

協働の相手方別	
NPO団体	133
企業	78
大学等	75
小・中・高等学校	26
地縁を基礎にした団体	697
複合体	110
上記以外の法人格を持つ団体	99
その他	153
計	1,371



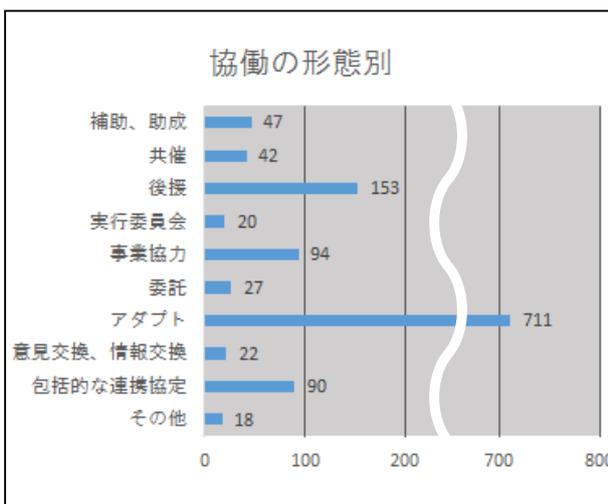
（2）事業の分野別件数

事業の分野別	
保健、医療又は福祉の増進	41
社会教育の推進	39
まちづくりの推進	750
観光の振興	27
農山漁村又は中山間地域の振興	2
学術、文化、芸術又はスポーツの振興	105
環境の保全	26
災害救援	68
地域安全	10
人権の擁護又は平和の推進	3
国際協力	15
男女共同参画社会の形成の促進	4
子どもの健全育成	29
情報化社会の発展	2
科学技術の振興	2
経済活動の活性化	11
職業能力の開発又は雇用機会の拡充	5
消費者の保護	7
中間支援	40
その他	38
計	1,224



(3) 協働の形態別件数

協働の形態別	
補助、助成	47
共催	42
後援	153
実行委員会	20
事業協力	94
委託	27
アダプト	711
意見交換、情報交換	22
包括的な連携協定	90
その他	18
計	1,224



3 協働により取り組んだ主な事業等（協働の形態別）

(1) 補助、助成

市民が主体的に行う事業に対し、その事業等を育成、助長するため金銭等を交付するもの（〇〇補助金、〇〇交付金など）※団体の維持・運営を主な目的とする補助金は除く

No.	事業名	協働の相手方の分類(※1)								事業の主たる分野
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	防犯灯維持管理費補助金 防犯灯設置費補助金					○				地域安全
2	相模原市観光事業等補助金						○			観光の振興
3	自主防災組織活動事業費補助金						○			中間支援
4	自治会連合会補助金					○				まちづくりの推進
5	地域活性化事業交付金	○				○	○	○	○	まちづくりの推進
他42件										

(※1) 表内の協働の相手方の分類は次のとおり ((2)以降も同様)

- ① NPO 団体 ② 企業 ③ 大学等 ④ 小・中・高等学校
 ⑤ 地縁を基礎にした団体 ⑥ 複合体
 ⑦ ①～⑥以外の法人格を持つ団体 ⑧ その他

(2) 共催

イベント等の実施にあたり、市民と市の双方が主催者となり企画又は運営に参加し、経費又は責任の一部を分担するもの

No.	事業名	協働の相手方の分類								事業の主たる分野
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	「More輝区～南区アイデアコンペ～」						○			まちづくりの推進
2	平成30年度 特別研修 「公民連携 相模原イノベーションスクール」		○	○						まちづくりの推進
3	麻溝台リサイクルスクエア夏まつり	○					○			その他
4	平成30年度 JAXA相模原キャンパス特別公開						○	○		科学技術の振興
5	市民大学			○						社会教育の推進
他37件										

(3) 後援

市民が主体的に行う事業に対し、市が事業の趣旨に賛同し、及び奨励の意を表すことにより事業を支援するもの（後援名義使用承認など）

No.	事業名	協働の相手方の分類								事業の主たる分野
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	境川クリーンアップ作戦						○			環境の保全
2	東林間サマーわぁ！ニバル						○			観光の振興
3	市民健康教育公開講座							○		保健、医療又は福祉の増進
4	さがみはらフィルハーモニー管弦楽団第38回定期演奏会	○								学術、文化、芸術又はスポーツの振興
5	相模原市・座間市無料法律相談会								○	中間支援
他148件										

(4) 実行委員会

市民と市で組織を構成し、その組織が主催者となり事業を行うもの（〇〇まつり実行委員会など）

No.	事業名	協働の相手方の分類								事業の主たる分野
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	緑区魅力づくり事業					○	○	○		その他
2	中央区みらい協働プロジェクト	○	○	○		○		○	○	まちづくりの推進
3	相模原市農業まつり		○	○	○			○	○	経済活動の活性化
4	さがみはら環境まつり	○	○	○	○	○		○		環境の保全
5	さがみはら子どもアントレプレナー体験事業		○				○	○		職業能力の開発又は雇用機会の拡充
他15件										

(5) 事業協力

市民と市がお互いの資源や強みを生かし、一定の期間を定め、共通の目的のために役割分担して実施するもの（協働事業提案制度で実施している事業など）

No.	事業名	協働の相手方の分類								事業の主たる分野
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	相模原市人と猫との共生社会支援事業	○				○			○	環境の保全
2	相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度			○						社会教育の推進
3	ことばの道案内提供事業								○	保健、医療又は福祉の増進
4	津久井里山体験ツアー運営による地域活性化事業【協働事業提案制度事業】							○		観光の振興
5	市民活動サポートセンター運営事業	○								中間支援
他89件										

(6) 委託

委託事業のうち、企画立案等のプロセスを共有しながら実施するもの（市民活動団体ならでの発想や特性を事業に生かしながら実施するもの）

※市が定めた定型的な業務の実施を委ねるだけの事業は除く

No.	事業名	協働の相手方の分類								事業の主たる分野
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	南区若者参加プロジェクト事業						○			まちづくりの推進
2	子どもの居場所創設サポート事業委託 (子どもの居場所総合相談窓口の設置・運営 子どもの居場所づくりセミナーの開催 など)							○		子どもの健全育成
3	大学との連携による市民の声の分析業務委託			○						その他
4	地域子育て支援拠点事業(かみみぞ ひだまり)						○			子どもの健全育成
5	ブックスタート事業	○								子どもの健全育成
他22件										

(7) アダプト

地域にある道路や河川などの「里親」となって清掃や植生管理などを行うもの

No.	事業名	協働の相手方の分類							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1	アダプト制度による児童遊園の美化活動等					○			
2	アダプト制度による緑地の美化活動等					○			
3	アダプト制度による街区公園等の美化活動等					○			
4	アダプト制度による市道の美化活動等	○							
5	アダプト制度によるふれあい広場の美化活動等					○			
他706件									

(8) 意見交換、情報交換

事業や政策等の検討にあたり、地域の課題や住民ニーズについて共有を図るために、市民との情報交換や意見交換を行うもの（○○ワークショップ、○○フォーラムなど）

※審議会等定例的に開催するものは除く

No.	事業名	協働の相手方の分類								事業の主たる分野
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	大学等との消費者被害防止のための懇談会			○						消費者の保護
2	女性の視点からの防災対策について	○							○	災害救援
3	子ども食堂関係団体情報交換会	○	○		○					子どもの健全育成
4	区民討議会								○	まちづくりの推進
5	高校生による意見交換会				○					まちづくりの推進
他17件										

(9) 包括的な連携協定

包括的な連携や協力体制を構築するために各団体等と協定等を締結しているもの（包括連携協定、災害時における連携協定など） ※過去に締結し、現在も効力を有しているものを含む

No.	事業名	協働の相手方の分類								事業の主たる分野
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	災害時における施設等の使用に関する協定書		○							災害救援
2	災害時における帰宅困難者支援に関する協定				○					災害救援
3	ひとり親家庭等への支援に関する包括連携協定		○					○		保健、医療又は福祉の増進
4	相模原市自治会連合会と相模原市との連携基本協定					○				まちづくりの推進
5	大学との包括連携協定			○						まちづくりの推進
他85件										

(10) その他

その他、市民との連携により取り組んでいる事業

No.	事業名	協働の相手方の分類								事業の主たる分野
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	藤野ふるさと芸術村メッセージ事業					○			○	学術、文化、芸術又はスポーツの振興
2	交通安全キャンペーン及び防犯キャンペーン				○	○		○		地域安全
3	相模原市総合防災訓練(防災フェア)								○	災害救援
4	エコネットの輪	○	○		○					環境の保全
5	子育てサポーター								○	子どもの健全育成
他13件										

■協働に関する意識調査等

1 市政に関する世論調査

- 目的：市民の市政に対する意識、意見、要望等を把握すること。
- 対象：相模原市全域、18歳以上の相模原市在住者3,000人（無作為抽出）
- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 調査時期：平成29年5月22日～6月9日
- 調査内容：市民協働について 他6項目
- 回収数及び回収率：回収数1,460、回収率48.7%

2 市政モニターアンケート

- 目的：市民の日頃の活動や協働のまちづくりに対する意識等を把握すること。
- 対象：市政モニター 149人
- 調査時期：平成30年2月9日～2月26日
- 調査内容：市民協働のまちづくりについて
- 回収数：134

3 相模原市地域福祉計画の策定にかかるアンケート調査

- 目的：市民が地域で暮らす中で抱えている悩み事の内容や相談先など、地域福祉の推進に関する内容を把握すること。
- 対象：相模原市全域、18歳以上の相模原市在住者3,000人（無作為抽出）
- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 調査時期：平成30年12月11日～12月28日
- 調査内容：日常生活について 他9項目
- 回収数及び回収率：回収数1,560、回収率52.0%

4 市民協働に関する職員アンケート

- 目的：職員の協働に関する知識や理解度、地域活動等への参加の実態等を把握すること。
- 対象：臨時的任用職員及び非常勤職員を除く全職員
(定数7,800名のうち教職員を除いた5,190名)
- 調査時期：平成30年7月13日～7月31日
- 調査内容：地域活動、市民活動、自治会、協働全般について
- 回収数及び回収率：回収数2,301、回収率44.3%

5 市民協働のまちづくりに関する意識調査

- 目的：市民協働のまちづくりに関する市民の考え方等を把握すること。
- 対象：相模原市全域、20歳以上の相模原市在住者3,000人（無作為抽出）
- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 調査時期：平成25年8月9日～8月30日
- 調査内容：市民協働のまちづくりについて
- 回収数及び回収率：回収数1,446、回収率48.2%

6 協働啓発シンポジウム「皆で担うさがみはらの未来」

- 目的：本計画の策定に向け、協働の重要性や必要性について周知を図るとともに、本計画の方向性等の検討状況を説明し、市民等意見の確認を行い、本計画へ反映すること。
- 開催日時：令和元年5月17日 ユニコムプラザさがみはら（約90人参加）
- 基調講演：「協働の輪を更に広げるために」
関東学院大学法学部准教授 牧瀬 稔さん
- パネルディスカッション：
テーマ「協働の実践者に聞く 多様な主体が活躍するさがみはら」

役割	氏名	所属・役職等
コーディネーター	平岩 夏木 さん	株式会社エフエムさがみ代表取締役社長
パネリスト	牧瀬 稔 さん	関東学院大学法学部准教授
	竹田 幹夫 さん	星が丘地区自治会連合会会長
	星野 諭 さん	NPO法人コドモ・ワカモノまちing代表理事
	大谷かな穂 さん	南区若者参加プロジェクト実行委員会 副委員長・大学生

■相模原市市民協働推進審議会

相模原市市民協働推進審議会規則(平成24年3月30日規則第51号)

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市市民協働推進条例(平成24年相模原市条例第6号)第9条第7項の規定に基づき、相模原市市民協働推進審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 市の住民
 - (3) 関係団体の代表者
- (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (関係者の出席等)

第5条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第6条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民協働推進事務主管課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

委員名簿

相模原市市民協働推進審議会委員（平成30年9月1日～）

答申日（令和元年10月4日）現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	牛山久仁彦	明治大学 政治経済学部 教授	会長
2	坂本堯則	相模原市自治会連合会 会長	副会長
3	石川壽々子	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 理事	
4	和泉広恵	日本女子大学 人間社会学部 准教授	部会長(※)
5	市川雄士	公益社団法人 相模原青年会議所 副理事長	部会員(※)
6	桐戸初生	相模原市公民館連絡協議会 副会長	
7	倉澤良明	公募市民	
8	瀬川晴三	公募市民	
9	中村律子	法政大学 現代福祉学部 教授	
10	西本敬	特定非営利活動法人 さがみはら市民会議 代表理事	部会員(※)
11	畠山昇	特定非営利活動法人 市民フォーラムさがみはら 代表理事	
12	原裕子	相模原市民生委員児童委員協議会 会長	部会員(※)
13	本間セツ	相模原商工会議所 女性会会長	部会員(※)
14	妻鹿ふみ子	東海大学 健康学部 教授	
15	米山敦子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら 副代表理事	

(※) 相模原市市民協働推進審議会市民協働推進基本計画策定作業部会委員

策定経過

年度	月 日	会議等	審議内容等
平成30年度	9月5日	○市民協働推進審議会(第1回)【市長から諮問】	
	10月26日	●市民協働推進基本計画策定作業部会(第1回)	計画の方向性等
	11月27日	○市民協働推進審議会(第2回)	計画の方向性等
	11月30日	●市民協働推進基本計画策定作業部会(第2回)	課題の検討等
	1月16日	●市民協働推進基本計画策定作業部会(第3回)	課題の検討等
	2月26日	●市民協働推進基本計画策定作業部会(第4回)	課題の整理等
	3月26日	●市民協働推進基本計画策定作業部会(第5回)	重点取組項目等の検討
令和元年度(平成31年度)	4月23日	●市民協働推進基本計画策定作業部会(第6回)	目指す姿等の検討
	5月17日	●市民協働推進基本計画策定作業部会(第7回)	協働啓発 シンポジウム等
	6月18日	●市民協働推進基本計画策定作業部会(第8回)	素案の検討
	6月27日	○市民協働推進審議会(第1回)	素案の検討
	7月9日	●市民協働推進基本計画策定作業部会(第9回)	素案の検討
	8月6日	●市民協働推進基本計画策定作業部会(第10回)	素案の検討
	9月11日	○市民協働推進審議会(第2回)	答申(案)の検討
	10月4日	【市長へ答申】	
	12月15日～ 1月21日	パブリックコメント	
3月	「第2次相模原市市民協働推進基本計画」策定		

○：相模原市市民協働推進審議会

●：審議会内に設置した市民協働推進基本計画策定作業部会

■本市の協働に関する主な取組

年度	月	内 容
平成14年度	10月	さがみはら市民活動サポートセンター設置
	2月	さがみはらパートナーシップ推進指針～協働する市民社会をめざして～策定
平成15年度	4月	街美化アダプト制度創設
		相模原市パブリック・コメント手続実施要綱制定
平成18年度	4月	パートナーシップ市民フォーラムさがみはら設立
	5月	パートナーシップ市民フォーラムさがみはらと市長のパートナーシップ協定締結
平成19年度	6月	相模原・町田大学地域コンソーシアム設立
平成20年度	4月	協働事業提案制度創設
		市民・行政協働運営型市民ファンド創設
平成22年度	4月	政令指定都市へ移行
		区民会議の設置、まちづくり会議の支援の開始
		地域活性化事業交付金制度創設
平成23年度	3月	相模原市市民協働推進条例制定
		相模原市特定非営利活動促進法施行条例制定
平成24年度	6月	個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例制定
	8月	相模原市市民協働推進審議会設置
	12月	個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例制定
	3月	相模原市立市民・大学交流センター (愛称：ユニコムプラザさがみはら)開所
平成25年度	8月	相模原市自治会連合会と相模原市との連携基本協定締結
	11月	相模原市における自治会への加入促進に関する協定締結
	3月	相模原市市民協働推進基本計画策定
平成26年度	4月	地域活動・市民活動ボランティア認定制度開始
	5月 ～ 2月	市内全7大学との包括連携協定締結(青山学院大学、麻布大学、和泉短期大学、桜美林大学、北里大学、相模女子大学及び相模女子短期大学部、女子美術大学)
平成27年度	6月	さがみはら地域づくり大学開講
	8月	市外2大学との包括連携協定締結(東海大学、横浜国立大学)
平成28年度	11月	市外1大学との包括連携協定締結(多摩美術大学)
平成30年度	7月	地域活動ポイント制度開始
令和元年度	9月	市外1大学との包括連携協定締結(東京家政学院大学)

第2次相模原市市民協働推進基本計画

発行 令和2年3月
編集 相模原市 市民局 市民協働推進課
〒252-5277
相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042(769)9225 FAX 042(754)7990



澗水都市 さがみはら